

盛岡市災害時受援応援計画

盛 岡 市

盛岡市災害時受援応援計画 目次

はじめに	1
第1編 受援計画編	
第1章 総則	2
1 計画の位置付け	2
2 計画の適用	2
3 計画の適用期間	3
第2章 組織	4
1 受援調整班	4
2 各部受援担当	5
第3章 人的応援の受入れ	6
1 定義	6
2 相互応援協定による受入れ	7
3 個別の協定による受入れ	9
4 その他の受入れ	9
5 受援対象業務	10
第4章 物的応援の受入れ	12
1 定義	12
2 物資の確保及び供給の基本的な流れ	12
3 物資の集積場所	14
第2編 応援計画編	
第1章 総則	15
1 計画の位置付け	15
2 計画の適用	15
3 応援のパターン	16
4 応援が想定される業務	17
第2章 組織	18
1 応援調整班	18
第3章 平素からの準備	19
1 応援職員	19
2 応援物資	19
第4章 応援の決定	20
1 被災状況の把握と応援ニーズの収集	20
2 応援の決定	20
第5章 応援の実施	21
1 職員の派遣	21
2 物資の送付	23
3 金銭による支援(ふるさと納税による代理寄附)	24

第6章 その他

- 1 南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン・・・・・・・・・・25

(資料)

別紙1 応援受援管理帳票

別紙2 受援対象業務一覧

別紙3 受援対象業務個別シート

別紙4 南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン

更新履歴

- ・令和2年3月31日 策定
- ・令和2年11月24日 更新
- ・令和3年9月9日 更新
- ・令和4年12月14日 更新
- ・令和6年4月1日 更新
- ・令和7年4月1日 更新
- ・令和8年4月1日 更新

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、岩手県をはじめとする東北太平洋側の沿岸地域は未曾有の被害を受け、災害対応に当たる自治体の行政機能は著しく低下し、応急対応や復旧は困難を極めた。直接的な被害が比較的少なかった本市においても、物資の枯渇やライフラインの寸断等により市民生活に混乱が見られたが、災害対応と並行して、甚大な被害を受けた被災地への一刻も早い応援が急務であった。

これまで経験したことのない規模の応援に当たって、本市では、全庁的な応援の仕組みや体制のルール化がされておらず、ノウハウの圧倒的な不足から、自治体間の調整や資機材の準備等あらゆる場面において対応に苦慮した。同年3月14日以降、本市は、沿岸地域に職員を差し向け、応急給水、避難所の運営など被災地の災害対応を行い、その後も行政機能の回復のため職員派遣を行うなど、被災地への支援を継続しているが、発災直後の現場の混乱は、平時の備えの重要性を考える上での大きな教訓となった。

大規模な災害が発生すると、通常業務の範囲や量を超えて生じる新たな業務への対応が必要となり、自治体単独での対応が困難になる。震災以降、被災地では、公民の垣根を超えた重層的な支援が行われているが、円滑な「受援」と「応援」を図ることは、初期の災害対応における人的・物的資源の不足を乗り越えるに留まらず、迅速な応急対応により市民生活の回復と被災地の復旧の後押しをするものである。

東日本大震災の経験を生かし、本市において大規模な災害が発生した場合には、被災地以外の自治体等によって行われる広域的かつ多様な応援を効率的に受け入れ、円滑に業務を遂行することができるよう受援体制を整備するとともに、他自治体が被災した場合に、迅速な応急対策を講じることができるよう応援体制を整備するものである。

「受援」：災害時に他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用すること。

「応援」：災害時に、災害対策基本法や災害時相互応援協定などにに基づき、又は自主的に人的・物的資源などを支援・提供すること。

出典：「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」(平成29年3月 内閣府)

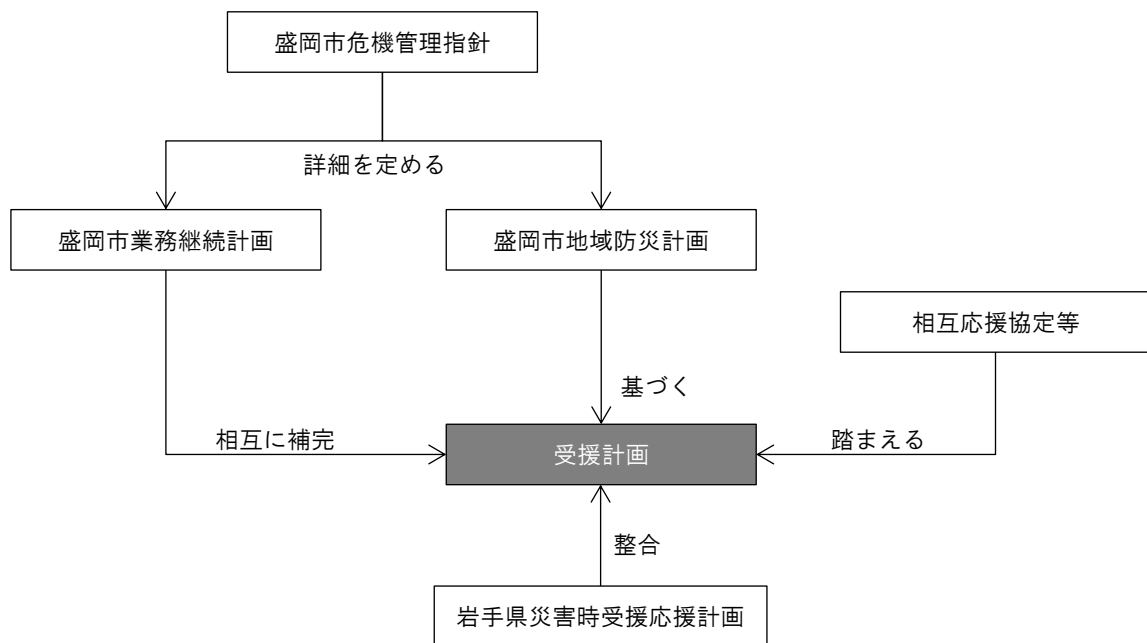
第1編 受援計画編

第1章 総則

1 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法第42条第4項及び防災基本計画第2編第1章第6節2(5)の規定を踏まえ、盛岡市地域防災計画本編第3章第11節相互応援協力計画第1第4項の規定に基づき、当該計画の詳細を定めるものである。

なお、関連計画等との関係は、概ね次の図のとおりである。



2 計画の適用

本市において大規模な災害が発生し、盛岡市業務継続計画が発動したときに本計画を適用する。

【盛岡市業務継続計画発動要件】

以下の条件のうち、少なくとも1つの条件に該当する場合に、盛岡市業務継続計画を発動する。

- (1) 市内に甚大な被害が発生すると想定される震度6強以上の地震が発生した場合
- (2) 大規模災害の発生等による市域の被害状況等に基づき、災害対策本部長が必要と認めた場合

3 計画の適用期間

本計画の適用期間は、「地方都市等における地震対応のガイドライン（平成25年8月、内閣府）」を参考に、発生から概ね1か月を基本とする。ただし、災害規模や業務の進捗状況等を踏まえ、受援を継続する必要があると認められる事情がある場合、災害対策本部長は、受援の継続を決定するものとする。

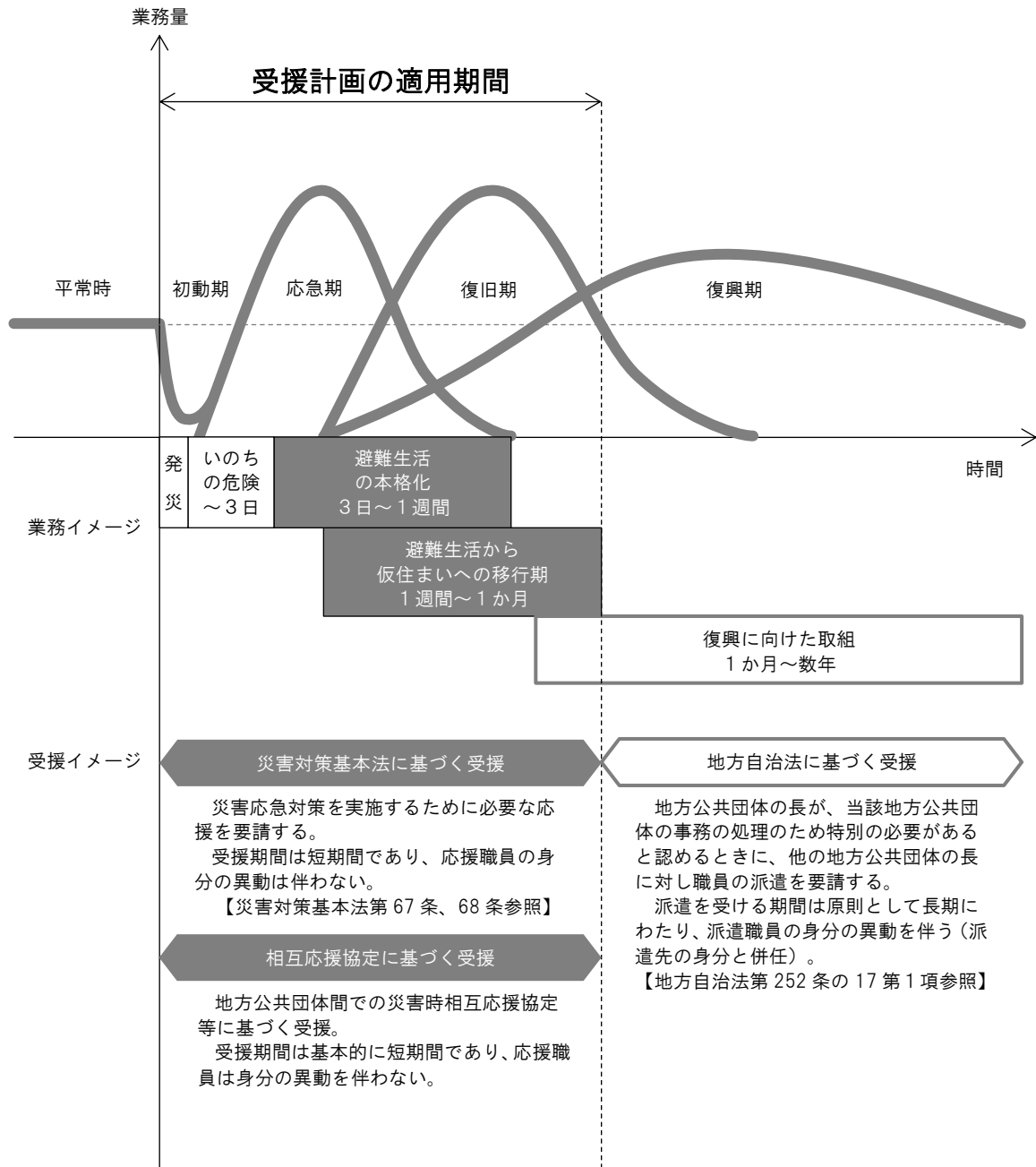


図 災害時における業務量と受援期間の概念

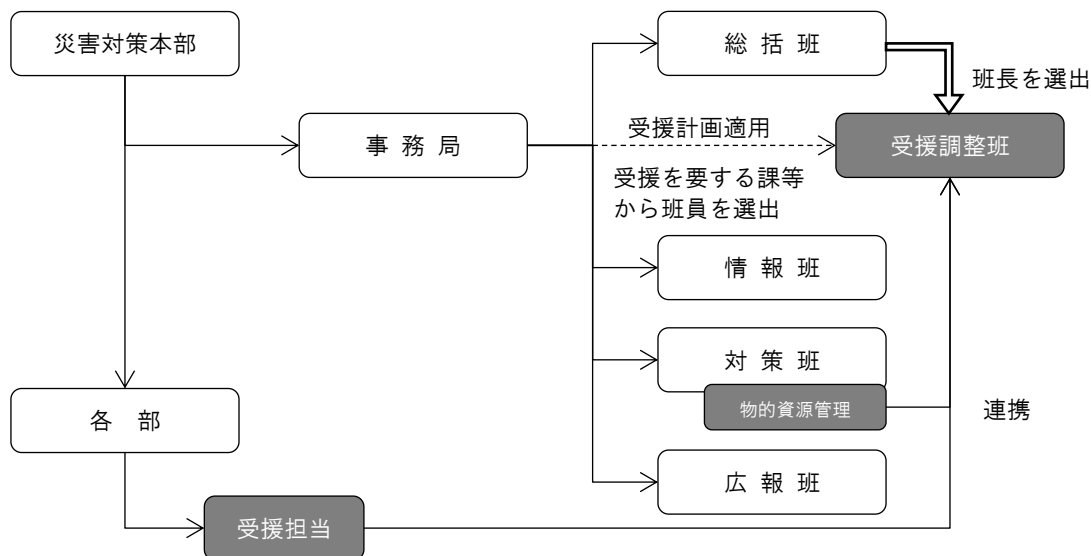
第2章 組織

1 受援調整班

(1) 受援調整班の位置付け

受援を効果的かつ円滑に実施するため、受援計画が適用されたとき、災害対策本部事務局に受援調整班を設置する。

受援調整班長は、総括班から選出するものとし、庁内の動員を統括する総括班、備蓄物資の管理等を行う対策班及び各部受援担当と連携を図り、受援を実施する。



(2) 受援調整班の役割

ア 受援に関する状況把握・取りまとめ

- (ア) 庁内における人的・物的資源ニーズを把握し、取りまとめる。
- (イ) 庁内における人的・物的応援の受入れ状況を取りまとめる。

イ 資源の調達・管理

- (ア) 人的・物的資源に関するニーズと受入れ状況から、資源の過不足を整理する。
- (イ) 今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積る。
- (ウ) 今後必要となる人的・物的資源の応援を要請する。
- (エ) 応援管理帳票（別紙1参照）を作成して資源管理を行う。

ウ 庁内調整

- (ア) アで取りまとめた結果を各部受援担当と共有する。
- (イ) 必要に応じ、各部受援担当が参加し、人的・物的資源の配備について各部間の調整を行う会議を開催・運営する。

エ 応援職員への支援

- (ア) 応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングの開催ができる環境を提供する。
- (イ) 各部の受援担当が、適切な執務環境を提供しているか、配慮する。

2 各部受援担当

(1) 各部受援担当の位置付け

各部受援担当は、災害対策本部各部副部長（各部次長）とする。

(2) 各部受援担当の役割

ア 受援に関する状況把握・取りまとめ

(ア) 業務における人的・物的資源ニーズを取りまとめる。

(イ) 業務における人的・物的応援の受入れ状況を取りまとめる。

イ 資源の管理

(ア) 人的・物的資源に関するニーズと現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する。

(イ) 部の中で、庁内職員と応援職員の業務分担を明らかにする。

(ウ) 業務の実施状況を踏まえ、今後、求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積る。

(エ) 今後、必要となる人的・物的資源の配置を計画する。

ウ 受援調整班への報告

アで取りまとめた結果を受援調整班に報告する。

エ 調整会議への参加

受援調整班が実施する調整会議に参加する。

オ 応援職員への支援

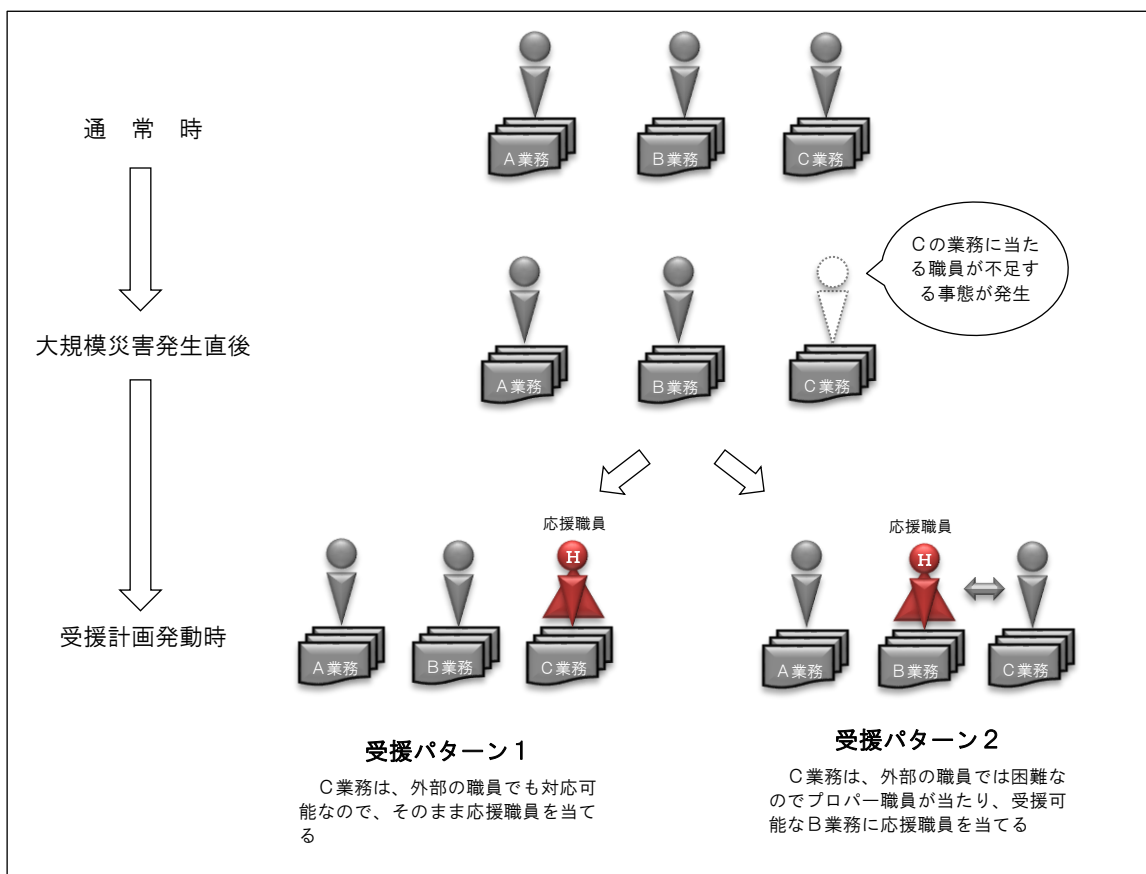
(ア) 受援調整班と協力し、応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングの開催ができる環境を提供する。

(イ) 業務に必要な場所・待機場所・資機材等の執務環境を準備する。

第3章 人的応援の受入れ

1 定義

本計画において「人的応援の受入れ」とは、本来、市職員が直接行うべき業務について、人員不足により遂行が困難となる場合に、他の自治体及び協定締結団体等の職員（以下「応援職員」という。）が、市職員に代わって業務を遂行することをいい、市が外部に委託して実施する業務（例えば指定管理業務）は、この中に含まない。

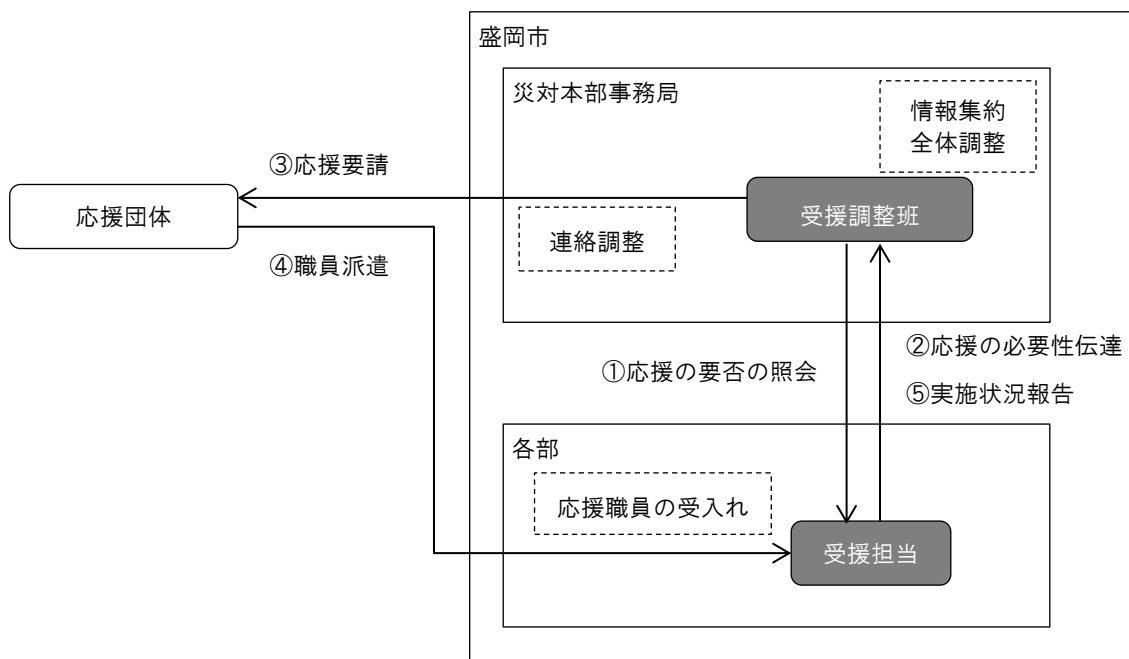


なお、被災者の救助・救護支援や被災地の復旧におけるボランティア支援など、独自の活動が想定される各種団体については、盛岡市地域防災計画に基づき、受入れと連携を図るものとする。

【参考】

自衛隊	地域防災計画本編第3章第12節「自衛隊災害派遣要請計画」
消防機関	地域防災計画本編第3章第9節「消防活動計画」
医療機関	地域防災計画本編第3章第16節「医療・保健計画」
NPO、ボランティア	地域防災計画本編第3章第13節「ボランティア活動計画」

2 相互応援協定による受入れ



(1) 情報収集

受援調整班は、各部の対応や宿泊施設・活動拠点等の状況など、支援の受入れに必要な情報の調査・集約を行う。また、必要に応じ、先遣隊などのプッシュ型支援の受入れを行う。

(2) 応援要請

ア 必要性の判断及び伝達

人的応援の要否について、受援調整班は、各部等に照会を行う。各部は、「受援対象業務個別シート」（第4章参照）に基づき、被災状況等を考慮の上、応援要請の必要性を判断し、受援調整班に伝達する。

イ 割当の調整・要請の決定・実施

受援調整班は、各部からの伝達事項に基づき、応援受入れ先の割当、人数及び期間等を調整し、調整結果を基に、災害対策本部員会議で審議し、応援要請を決定する。

なお、多数の応援職員を要請する場合や、専門的な事項に関して連絡調整を要する場合、各部は、受援調整班の構成要員として、職員を災害対策本部事務局に派遣する。

(3) 受援の準備

ア 連絡調整

受援調整班は、応援団体等に対し応援要請を行うとともに、本市の被災状況やライフラインの復旧状況等を情報提供し、応援職員の人数や到着時期、携行品などの事項について、応援団体と調整し、各部に伝達する。

イ 必要な資機材の準備

各部は、業務に必要な資機材を準備する。不足が想定される場合は、受援調整班を通じて応援団体等に持参してもらうよう要請する。

ウ 活動拠点等の確保

各部は、応援職員の活動場所、待機場所やミーティングスペースについて、市の所管施

設等を活用して確保する。

応援職員の宿泊施設、駐車場、食料等については、応援側で確保することを基本とする。応援側での確保が困難な場合、受援調整班は、所管施設の活用や食料の調達に係る協力等必要な措置をとるものとする。

エ 業務の内容・手順等の整理

各部は、「受援業務個別シート」や業務の個別のマニュアル等に基づき、応援職員が行う業務の内容及び手順等を整理しておく。

(4) 受入れ

ア 状況報告

各部は、応援職員を受け入れ、受援調整班に状況報告を行う。

イ 取りまとめ

受援調整班は、受入れ状況の取りまとめを行う。

ウ 業務内容等の説明

各部は、応援職員に対して、受援対象業務の内容・手順等について説明を行う。

(5) 受援の実施

ア 応援職員との情報共有

各部は、定期的にミーティングを行うなど、応援職員に対し、業務内容の指示や情報共有を行う。

イ 業務の実行管理

各部は、受援対象業務の実施状況について、受援調整班に報告する。また、業務量及び必要人員を勘案し、必要に応じて、応援職員の追加要請や業務内容の変更を検討する。

受援調整班は、受援に係る市全体の状況を取りまとめて、必要に応じて調整を行う。

ウ 応援職員の交代

各部は、応援職員の交代に際して、適切に引継ぎが行われるよう、情報共有等に配慮する。また、交代人員について、受援調整班に報告する。

(6) 受援の終了

ア 終了の判断及び伝達

各部は、受援対象業務が終了する場合、又は業務に必要な人員が部内で充足するなど受援の必要性がなくなった場合は、受援の終了を判断し、受援調整班に報告する。

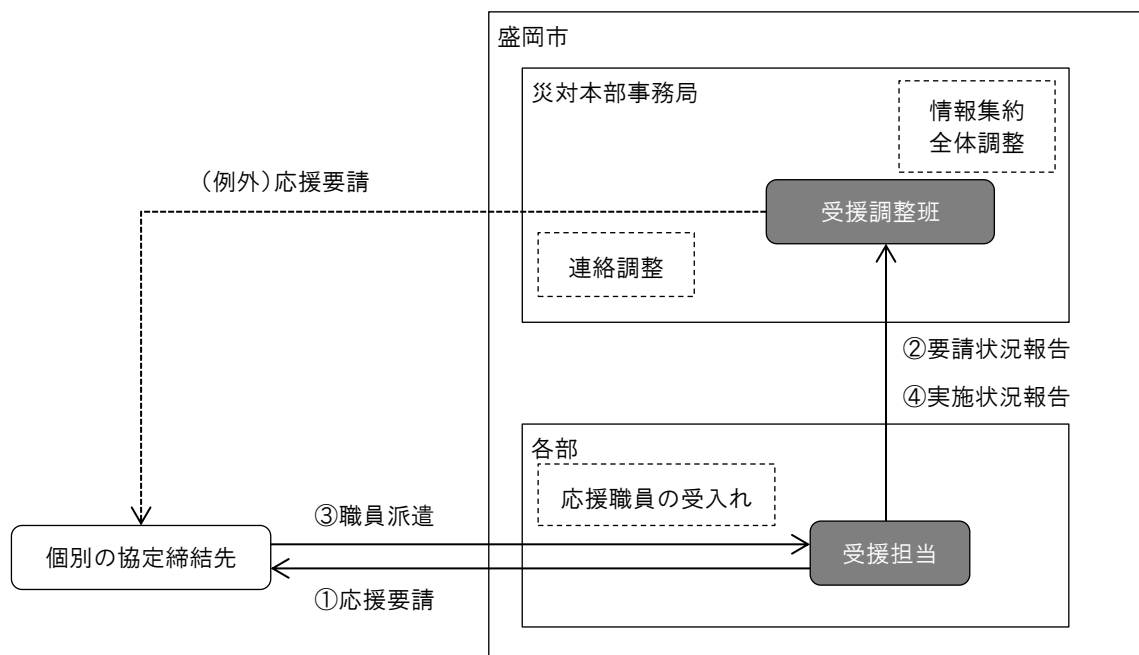
イ 決定・実施

災害対策本部は、各部の報告を受け、受援の終了を決定し応援団体等に伝達する。

(7) 経費の負担

受援に係る経費の負担区分は、各協定に定めるとおりするが、応援団体等と適宜協議を行うものとする。

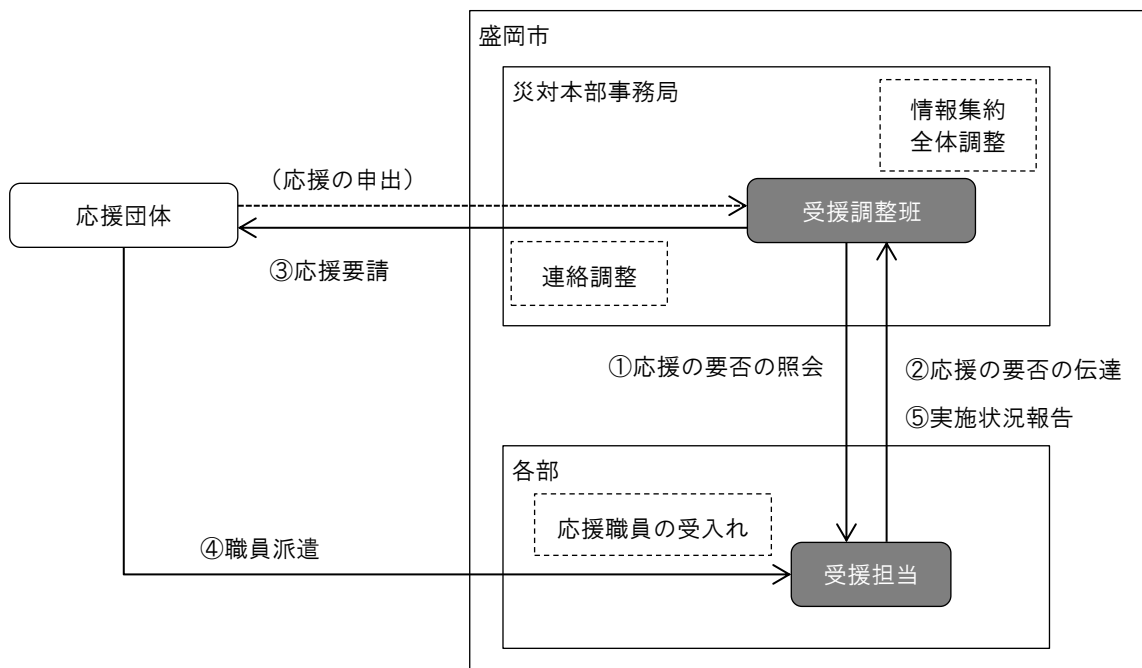
3 個別の協定による受入れ



各部等が所管する個別の災害応援協定に基づく人的支援の受入れについては、基本的に当該協定の所管元である各部が応援要請・受入れを行い、受援調整班に状況報告を行う。

なお、災害の規模や各部の状況等により、災害対策本部が応援要請を行う場合がある。

4 その他の受入れ



協定等締結先以外の団体から応援を受ける場合、受援調整班は、受援の実施状況を考慮の上、各部等に照会を行い、受援の可否を判断する。応援要請及び受入れを行う場合の手順は、相互応援協定に係る受入れの手順と同一とする。

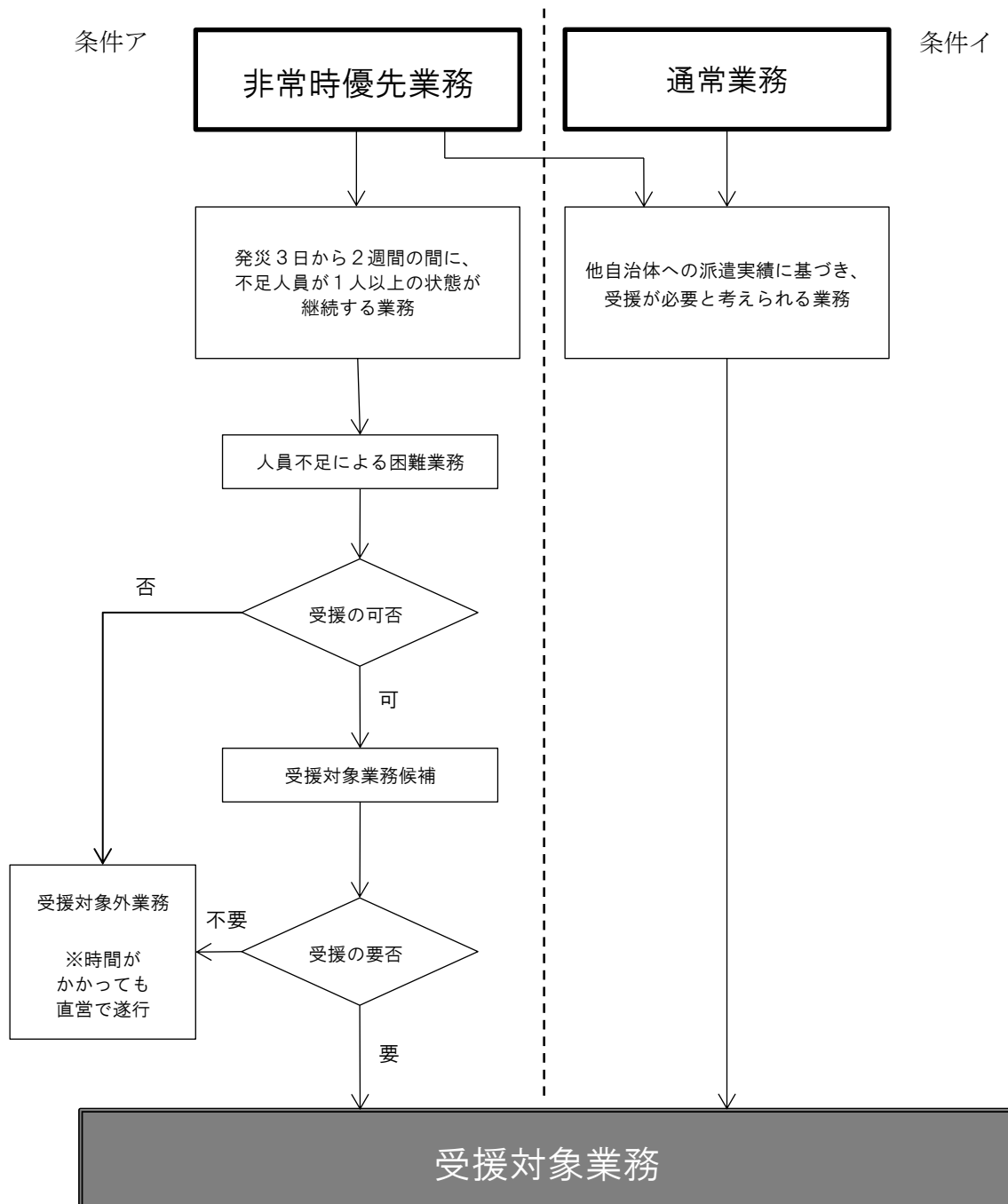
5 受援対象業務

(1) 受援対象業務選定の考え方

次の条件を基に、盛岡市業務継続計画基礎資料に定める非常時優先業務及び通常業務のうち、受援が可能であり、かつ受援が必要と考えられる業務を、受援対象業務として選定する。

ア 非常時優先業務の内、発災3日から2週間の間に、不足人員が1人以上の状態が継続する業務

イ アの業務に該当しないが、他自治体への派遣実績に基づき、受援が必要と考えられる業務



(2) 受援対象業務個別シート

ア 事前作成と内容の見直し

選定した受援対象業務について、受援を効率的に実施するため、各課等は、業務の概要や必要な職種、業務を行う体制などの事項を具体化した「受援対象業務個別シート（別紙3参照）」をあらかじめ作成しておく。災害想定及び被害規模は、盛岡市業務継続計画と整合を図るため、これに準ずるものとする。

受援対象業務の選定は、盛岡市業務継続計画基礎資料に定める非常時優先業務及び通常業務を基にしていることから、各課等は、人員体制や業務内容に変更があった場合は、盛岡市業務継続計画基礎資料の修正を行うとともに、「受援対象業務個別シート」の修正を行うものとする。

イ 活用

人的支援の応援要請・受入れは、各課等が作成する「受援対象業務個別シート」の内容を基に行い、受援を効率的に実施する。応援要請の際には、実際の災害規模に応じて内容を見直し、あらかじめ作成していたシートを修正することとする。

なお、各課等が所管する個別の災害応援協定等において、必要な様式等が別途定められている場合は、当該様式等により要請を行う。

(3) 受援対象業務

別紙2「受援対象業務一覧」のとおり。

(4) 受援対象業務の概要

別紙3「受援対象業務個別シート」のとおり。

第4章 物的応援の受入れ

1 定義

本計画において「物的応援の受入れ」とは、避難所で使用する食料や生活物資のほか、復旧作業に要する資機材等について不足が見込まれる場合に、他の自治体及び協定締結団体等から必要な物資の支援を受けることをいう。

2 物資の確保及び供給の基本的な流れ

物資の確保及び供給については、災害対応業務を実施する上で必要な資源を把握し、見積りを行いながら、随時、効率的な物資の確保と供給に努めるものとする。

【市災害対策本部の担当】

部	課	担当業務
総務部	危機管理防災課 (災害対策本部事務局)	・ 避難場所等の備蓄 ・ 自衛隊の災害派遣要請
	管財課	・ 自動車の集中管理、配車及び燃料確保 ・ 物資等の輸送
財政部	契約検査課	・ 救援用資材及び物資、避難場所等の避難者等に対する食糧等の調達
市民部	健康保険課	・ 支援物資の総括（集積場所の開設指示、受入れ、払出し、支給計画等）
保健福祉部	地域福祉課	・ 災害救助法による物資供給事務の総括 ・ 市民活動団体等が行う災害支援に係る総合調整
	指導予防課	・ 医薬品等の確保
商工労働部	ものづくり推進課	・ プロパンガスの調達及び斡旋の連絡調整
農林部	農政課	・ 米穀等主要食料の確保及び支給
	業務課	・ 青果及び水産物の調達の連絡調整
上下水道部	給排水課	・ 水道水の応急給水

(災害対策本部規程及び盛岡市地域防災計画本編第3章第19節参照)

(1) ニーズ把握

各避難場所等において、必要な物資の種類及び数量を把握し、災害対策本部事務局に報告する。

(2) 物資の確保

ア 備蓄の利用及び物資の調達

発災直後からプッシュ型の応援物資が到着するまでの期間は、市の備蓄する物資を利用するとともに、不足が見込まれる物資について、災害時における物資の供給協力に関する協定により、協定締結団体等の協力を得て、必要な物資を調達する。

イ 救援物資

備蓄物資及び調達物資等によってもなお物資に不足を生じる場合は、報道機関等を通じて広く支援を要請する。また、円滑な受入れ及び配送を行うため、救援物資を送る際の配

慮事項（仕分け時の混乱を避けるため、個人による支援物資の送付は原則控え、義援金による支援を依頼する等）について周知を行う。

なお、救援物資送付の打診に対する判断及び回答は災害対策本部が行うものとし、支援物資の総括を行う担当課及び物資の集積場所の担当課と調整の上迅速に実施する。

(3) 物資の集積及び仕分け

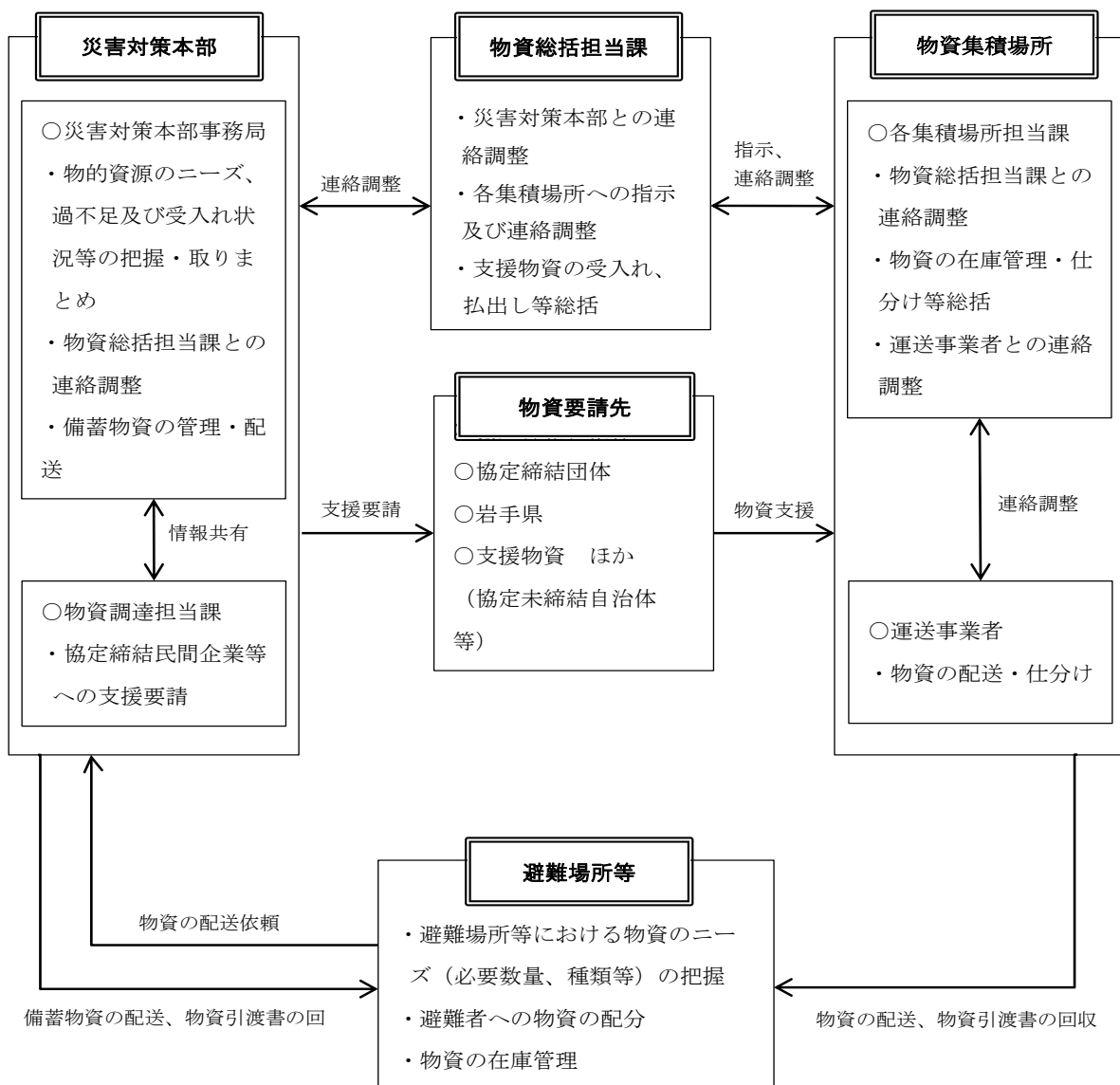
物資の集積及び仕分けは、各物資集積場所の担当課が、効率的な配送ができるよう、品目ごとに整理整頓する。

(4) 輸送

物資の輸送については、原則として物資輸送に係る協定締結機関及び団体が行うものとするが、必要に応じ、近隣の運送事業者等に協力要請を行うなど、効率的な物資輸送を実施する。

(5) 物資と情報の流れ

概略は次のとおり。避難所への物資の引渡しに当たっては、物資引渡書（盛岡市地域防災計画資料編第3章3-19-11参照）により授受を明確にする。



3 物資の集積場所

支援物資等の集積場所は次のとおり。開設に当たっては、災害種別、集積場所の被害状況、支援物資の規模や避難場所等の設置状況を踏まえ、設置の判断を行う。

名称	担当課	種別
県営体育館	交流推進部スポーツ推進課	支援物資
盛岡市総合アリーナ	交流推進部スポーツ推進課	支援物資
都南体育館	交流推進部スポーツ推進課	支援物資
盛岡競馬場	財政部納税課	支援物資
東北農業研究センター	都市整備部都市再生課	支援物資・復旧資機材
盛岡工業高等学校	都市整備部都市再生課	支援物資・復旧資機材
渋民運動公園総合体育館	交流推進部スポーツ推進課	支援物資
渋民公民館	教育委員会生涯学習課	支援物資
玉山総合福祉センター	玉山総合事務所住民福祉課	支援物資

(災害対策策本部規程及び盛岡市地域防災計画資料編第3章3-6-1参照)

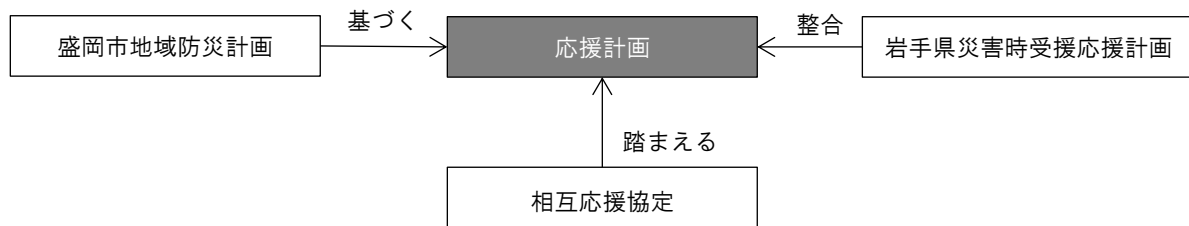
第2編 応援計画編

第1章 総則

1 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法第42条第4項及び防災基本計画第2編第1章第6節2(5)の規定を踏まえ、盛岡市地域防災計画本編第3章第11節相互応援協力計画第1第4項の規定に基づき、当該計画の詳細を定めるものである。

なお、関連計画等との関係は、概ね次の図のとおりである。



2 計画の適用

本市以外の地域で大規模災害等が発生し、被災自治体から応援の要請があったとき又は被災自治体への応援が必要と判断したときに本計画を適用する。また、本計画の適用期間は、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を参考に、基本的に、初動期、応急期及び復旧期（初期）を対象とする。

初動期・ 応急期・ 復旧期（ 初期）	<p>災害対策基本法に基づく応援</p> <p>災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。応援期間は短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。なお、応援を求められた地方公共団体は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。</p> <p>【根拠】 災害対策基本法に基づく市町村長等の間(67条)、市町村長等と都道府県知事等の間(68条)、都道府県知事等の間(74条)の応援</p>	<p>【想定業務】</p> <p>避難所運営支援 物資集積拠点支援 住家被害認定調査 など</p>
	<p>相互応援協定に基づく応援</p> <p>地方公共団体間での災害時相互応援協定等に基づく派遣。応援期間は基本的に短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。</p> <p>【根拠】 各地方公共団体が締結している災害時相互応援協定等</p>	<p>【想定業務】</p> <p>協定に規定されている業務</p>
復旧期（ 中期以降） 復興期	<p>地方自治法に基づく派遣</p> <p>地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対し職員の派遣を求めることができるもの。復旧・復興事業の実施のための中・長期派遣として熊本地震においても実施された。派遣期間は原則として長期にわたり、派遣職員の身分の異動を伴う(派遣先の身分と併任)。</p> <p>【根拠】 地方自治法第252条の17第1項</p>	<p>【想定業務】</p> <p>災害査定等の社会 基盤施設復旧業務 (道路等の災害復 旧) など</p>

出典:「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」(平成29年3月 内閣府)

3 応援のパターン

(1) 災害対策基本法に基づく応援

災害対策基本法第67条に基づく他の市町村長等からの要求又は同法第72条に基づく岩手県知事からの指示若しくは要求による応援。費用は原則受援側での負担となるが、受援側の被災程度により災害救助法が適用されると、都道府県による支弁や特別交付税による国からの財政措置等が行われる。

(2) 協定に基づく応援

中核市相互応援協定等自治体間での相互応援協定ほか、各部等で締結する協定等に基づく応援。対口支援による受援側と応援側の密接な連携や専門性が求められる職員の円滑な選考等を図ることができる。費用負担ほか詳細は各協定に定めたとおりとする。

(3) 自治体の判断で行う応援

被害が甚大かつ緊急の事態と認められる場合で、応援の要求を待たずに本市独自に必要性を判断し、実施する応援。先遣隊の派遣を行う場合、被災地の状況について情報収集を図り、慎重な判断を行うことが求められる。

4 応援が想定される業務

	業 務	想定される内容	担当部	資格等
1	災害対策本部の支援	本部員会議、情報収集・分析、 広報の補助・助言	総務部	災害対策本部事 務局員
2	避難所の運営に関する業務	避難者名簿管理、救援物資の在 庫管理、窓口対応等	全庁	
3	救援物資に関する業務	支援物資の受入れ・配分等	市民部	
4		避難所等の生活・衛生指導		栄養士等
5	被災者の健康、保健衛 生に関する業務	被災者の健康相談	保健所、 市立病院	保健師等
6		医療業務（医療班）		医師、看護師
7		罹災証明申請の受付等	財政部	
8	被害認定等に関する 業務	建物被害認定に係る調査等		
9		農地・農業用施設・農作物の被 害調査等	農林部	
10	災害廃棄物等に関する業務	廃棄物処理に関する助言等	環境部	
11	公共土木施設に関する業務	公共土木施設の被害調査、復旧 等	建設部	土木技師等
12	上下水道に関する業務	応急給水、上下水道施設の被害 調査及び応急復旧等	上下水道局	土木技師等
13	建物等の応急危険度	被災建築物応急危険度判定	都市整備部	被災建築物応急 危険度判定士
14	判定等に関する業務	被災宅地危険度判定		被災宅地危険度 判定士
15	被災者生活再建支援 に関する業務	被災者の生活相談等	保健福祉部	
16	学校教育に関する業務	被災児童・生徒の心のケア等	教育委員会	カウンセラー等

※各業務の担当部は、災害対策本部規程の分掌事務に基づく。

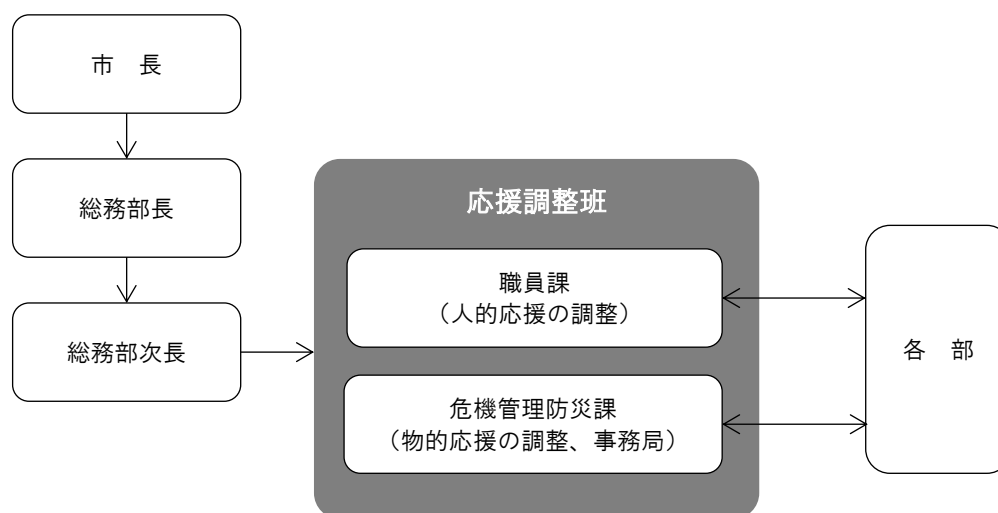
第2章 組 織

1 応援調整班

(1) 応援調整班の位置付け

応援を効果的かつ円滑に実施するため、応援計画が適用されたとき、総務部に応援調整班を設置する。

班員は、職員課及び危機管理防災課の職員で構成する。職員課は、人的応援に係る事務を担い、危機管理防災課は、物的応援に係る事務を担う。また、危機管理防災課を事務局とし、事務局は、全庁的な応援状況の取りまとめを行う。



(2) 応援調整班の役割

ア 応援に関する状況把握・取りまとめ

(ア) 庁内における人的・物的資源の応援状況を取りまとめる。

イ 応援に係る資源管理

(ア) 被災自治体における人的・物的資源に関するニーズと現状の応援状況を整理する。

(イ) 今後必要となる人的・物的資源の内容を検討し、応援計画を作成する。

ウ 庁内調整

(ア) アで取りまとめた結果を各部の担当において共有する。

(イ) 必要に応じ、各部の担当が参加し、応援職員の調整を行う会議を開催・運営する。

エ 応援職員に対する支援

(ア) 派遣する応援職員に、被災地の状況について把握できていることや、被災地での業務内容、派遣期間等を説明する。

(イ) 派遣する応援職員の移動手段及び応援先での宿泊場所を用意する。

(ウ) 応援に入る際の携行品、応援業務に必要な資機材について準備する。

(エ) 派遣中の応援職員向けの相談窓口として、業務に関する情報提供や相談対応を行う。

(オ) 適切な業務の引継ぎを可能とする応援ローテーション計画を作成し、管理する。

第3章 平素からの準備

1 応援職員

被災自治体の手をできるだけ煩わせないよう自己完結型を目指し、平素から必要な資機材等の準備に努める。

【応援活動に必要な資機材等の例】

- ・業務：携帯電話、デジタルカメラ、ビブス、ヘルメット、車両、地図等
- ・個人携行品：運転免許証、マイナ保険証（資格確認書）等、名札、ライト、ラジオ、手袋、マスク、雨具、筆記用具、寝袋等

2 応援物資

災害発生直後においては、生命の維持に関わる物資等の緊急的な支援が必要であり、被災地への本市備蓄物資の送付が想定されることから、速やかな対応が可能となるよう、備蓄物資の整備、計画的な更新及び在庫把握等について適切に実施する。

第4章 応援の決定

1 被災状況の把握と応援ニーズの収集

- (1) 本市外の地域で大規模災害が発生したとき、応援調整班において、被災自治体の状況の把握と応援ニーズの収集等に努める。
- (2) 各部において、個別ルートにより、被害状況や応援ニーズを把握した場合は、応援調整班と情報を共有する。

2 応援の決定

(1) 要請に基づく（プル型）応援の決定

市長は、応援要請があった場合は、応援活動の方針を定め、応援活動の実施を決定する。

(2) 要請に基づかない（プッシュ型）応援の決定

市長は、被災自治体（県内自治体に限る。）から応援の要請がない場合であっても、応援の必要性を把握するため必要と認めるときは、被災自治体に応援調整班の職員を派遣する。

応援調整班は、被災自治体の状況報告を踏まえ、支援のための職員派遣や物資支援を検討し、市長がその可否を決定する。

【プル型応援】

被災自治体からの要請を受けて、必要とする支援のニーズの情報に基づいて行う応援。被災自治体が確実に必要とする応援を過不足なく行うことができる。

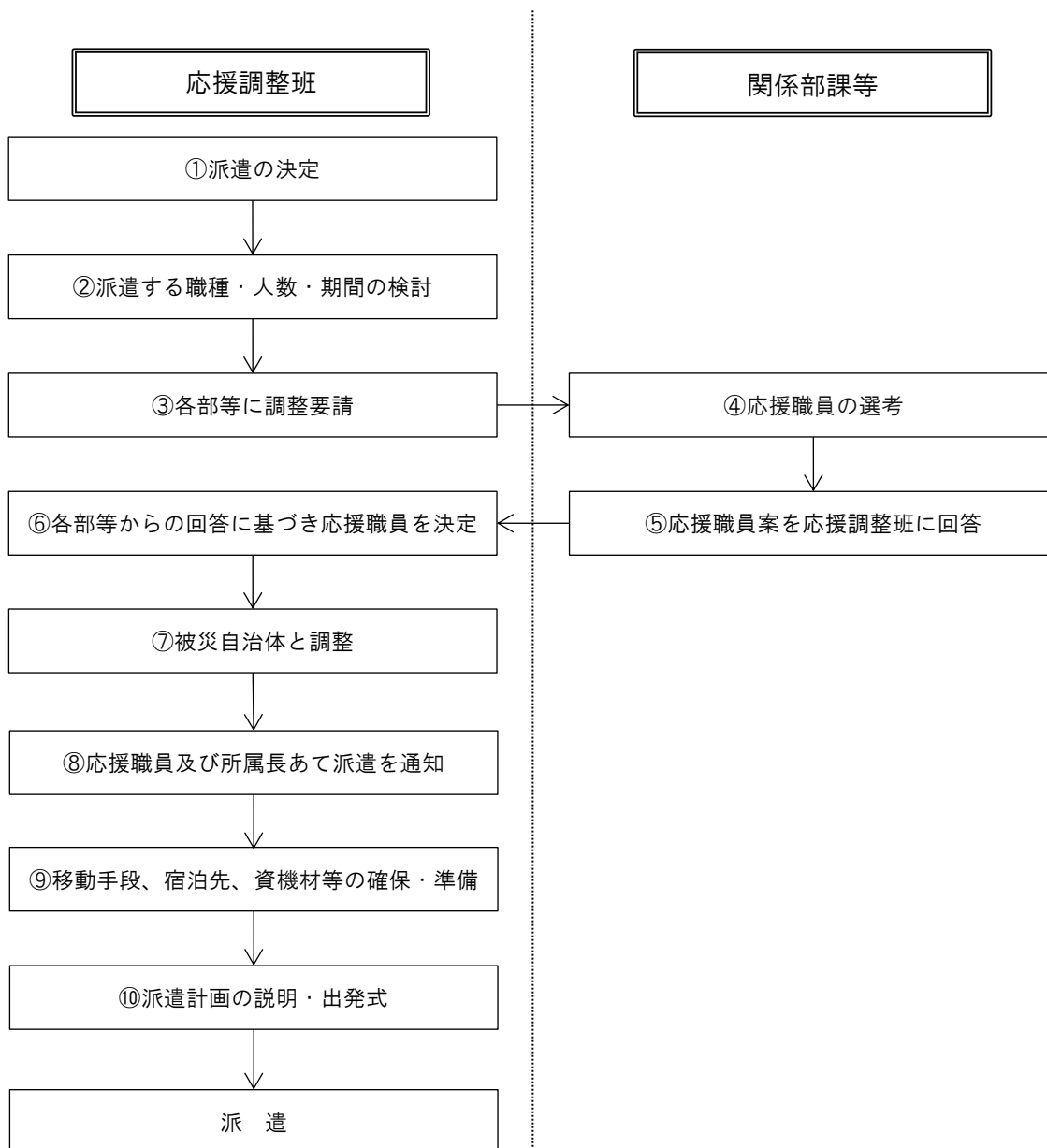
【プッシュ型応援】

必要とする支援のニーズの情報が十分に得られない被災地へ、被災自治体からの要請を待たずに行う緊急的な応援。支援のニーズの把握が困難である発災直後の被災地へ、迅速に応援を行うことができる。

第5章 応援の実施

1 職員の派遣

(1) 応援職員の選考



① 応援要請に基づき、派遣を決定する。また、応援要請がない場合であっても、応援調整班は、災害規模等に応じてプッシュ型応援を検討するものとする。

② 応援調整班は、派遣する職員の職種、人数及び派遣期間を検討し、派遣計画の素案を作成する。

この際、被災地及び被災自治体の行政機能の被害状況が十分に把握できないときは、第1陣の派遣期間を1週間程度とし、正確な情報を把握する。

③ 応援調整班は、応援職員の選考について、各部等に調整を依頼する。

- ④ 各部等は、応援調整班からの依頼に基づき、職員の勤務・業務の状況、本人との面談による意思確認等を行い、応援職員を選考する。
 - ⑤ 各部等は、選考に基づき、応援職員案を応援調整班に回答する。
 - ⑥ 応援調整班は、各部等からの回答を踏まえ、応援職員を決定する。
 - ⑦ 応援調整班は、応援職員の決定を踏まえ、派遣する職員の職種、人数及び派遣期間について、派遣先の被災自治体と調整を行う。
 - ⑧ 応援調整班は、応援職員本人及び所属長に、派遣の決定を通知する。
 - ⑨ 応援調整班は、応援職員の移動手段・派遣先での宿泊場所を確保する。また、持参する資機材等を準備する。資機材の準備に当たっては、適宜全庁的な調整を行うものとする。
 - ⑩ 応援調整班は、応援職員に、被災地での業務内容、派遣期間等を説明するとともに、被災地について把握できていることについて、可能な限り情報提供を行う。また、職員の安全を願うとともに、士気を高めるため、出発式を行う。
- (2) 応援職員の派遣に当たっての留意事項
- ア 応援職員
 - (ア) 被災地での活動の際は、安全を第一に考える。
 - (イ) 被災者・被災自治体の目線での対応に心がける。
 - (ウ) 指示待ちをせず、積極的に被災自治体の職員を支援する。
 - (エ) 健康管理に十分留意する。
 - (オ) 後に入る応援職員への引継ぎまでが応援業務であることを意識する。
 - イ 応援調整班
 - (ア) 応援調整班において、応援職員向けの相談窓口を設置し、派遣期間における情報提供や相談対応を行う。
 - (イ) 引継ぎが可能なローテーションを計画する。
 - (ウ) 被災自治体の手をできるだけ煩わせない自己完結型の応援活動を行うため、必要な資機材及び応援職員の衣食住等の準備・確保に努める。
- (3) 費用負担
- 応援に要した費用の負担については、各協定に基づくほか、被災自治体との間の協議により決定する。

2 物資の送付

(1) 救援物資のパターン

ア 緊急支援物資の送付（備蓄物資によるプッシュ型応援）

緊急支援物資の送付に当たっては、被災自治体の業務の支障とならないよう災害の状況を踏まえながら、生命の維持に関わる物資等発災直後から必要となる支援物資の送付を行う。

【想定される緊急支援物資】

- ・食品：飲料水、非常食、粉ミルク 等
- ・生活必需品：毛布、哺乳瓶、紙おむつ、生理用品、トイレットペーパー 等
- ・資機材：防水シート、非常用トイレ 等

イ 要請に基づく支援物資の送付（調達物資によるプル型応援）

被災地において、食糧、生活物資及び資機材等が不足し、被災自治体からの要請があった場合は、ニーズに基づく物資を調達し、被災地に送付する。

【要請に基づく支援物資の実績】

災害名称	被災自治体	支援物資等
平成28年熊本地震	熊本市	非常用トイレ、ブルーシート、PPロープ、ガムテープ、避難所用間仕切りセット、紙おむつ、生理用品
平成28年台風第10号	久慈市、岩泉町、宮古市	非常食、土嚢袋、消毒用消石灰
令和3年福島県沖地震	相馬市	ブルーシート
令和7年大船渡市赤崎町林野火災	大船渡市	パーテーション

(2) 支援物資の確保

支援物資の送付に当たっては、早急な対応が可能である本市備蓄物資から、提供可能なものを送付することを基本とする。備蓄物資での対応が困難な場合は、被災地のニーズに応えるため、時機を失することなく支援物資を調達する。また、企業等から物資提供の申出があった場合は、品目・数量及び輸送手段等を確認し、被災地のニーズとの整合を図った上で、対応を判断するものとする。

(3) 物資の輸送

支援物資の輸送に当たっては、本市所有の公用車を活用するほか、必要に応じ、輸送事業者及び大口物資提供企業等の協力を得て、迅速に行うものとする。

(4) 個人からの物資支援について

大規模災害時は、全国から届けられる膨大な支援物資の保管、仕分け、配送及び処分に係る業務・経費の負担等が被災自治体に生じることから、被災地のニーズを踏まえた過不足ない物資支援が求められる。個人からの支援物資については、被災地のニーズと整合を図るこ

とが困難であるほか、仕分けに多くの労力を要することから、原則として取り扱わないこととし、義援金による支援について周知を図るものとする。

3 金銭による支援（ふるさと納税による代理寄附）

(1) 概要

自治体が、被災自治体に代わり寄附金を受け付けることで、被災自治体のふるさと納税受領に係る業務の負担を減らし、復旧への支援を募る仕組みである。

(2) 実績

災害名称	被災自治体	寄附金額
令和7年大船渡市赤崎町林野火災	大船渡市	884,561円

第6章 その他

1 南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン

(1) 趣旨・目的

「応急対策職員派遣制度に関する要綱」第36条に規定する応援対策職員派遣制度の特例を定めたものであり、南海トラフ地震が発生した場合の応急対策職員派遣制度に係る総務省、地方公共団体、関係団体等の対応や運用方針について、関係機関及び総務省の対応を相互に理解することにより、全国の応援職員が迅速、的確に被災地において活動できるよう期待するものである。

(2) 内容

詳細は、別紙4のとおりとなるが、応援編成計画において次のとおり静岡県に対する即時応援道県に岩手県が指定されている。

重点受援県	即時応援道県等 (基本となる組合せ)		基本となる組合せ以外の即時応援道県等		
	静岡県	富山県	岩手県	仙台市	
愛知県	福島県	青森県	宮城県	山形県	さいたま市
三重県	福井県	新潟県			
和歌山県	埼玉県				
徳島県	鳥取県	新潟市			
香川県	栃木県				
愛媛県	群馬県				
高知県	島根県	秋田県			
大分県	佐賀県				
宮崎県	長崎県				

受援対象業務一覧

別紙2

業務番号	部	課	業務内容
1	総務部	危機管理防災課 (災害対策本部)	避難場所等の設置及び運営に関すること。
2	総務部	管財課	職員、被災者、物資等の輸送に関すること。
3	財政部	資産税課	危機管理防災課に対する応援(人的被害及び住宅等の被害の調査及び報告に関するものに限る。)に関すること。
4	交流推進部	スポーツ推進課	支援物資の集積場所(都南体育館、総合アリーナ、浜民運動公園総合体育館及び県営体育館に開設するものに限る。)の設置及び運営に関すること。
5	環境部	廃棄物対策課	災害廃棄物の処理等に関すること。
6	保健所	生活衛生課	動物愛護事業
7	都市整備部	建築指導課	被災建築物の応急危険度の判定に関すること。
8	農林部	林政課	林道の復旧に関すること。
9	教育委員会	(教委)総務課	学校施設の被害の調査及び報告に関すること。
10	教育委員会	生涯学習課	避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。
11	教育委員会	生涯学習課	ボランティアの受入場所(中央公民館及び河南公民館に開設するものに限る。)の設置及び運営に関すること。
12	上下水道部	(上下水)総務課	部内活動の記録及び報告に関すること。
13	上下水道部	(上下水)総務課	部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。
14	上下水道部	経営企画課	水道及び下水道の使用に係る現地広報に関すること。
15	上下水道部	給排水課	水道水の応急給水に関すること。
16	上下水道部	水道維持課	水道管路の被害の調査及び報告に関すること。
17	上下水道部	浄水課	取水施設、浄水施設及び配水施設の被害の調査及び報告に関すること。
18	上下水道部	下水道施設管理課	下水道施設の被害の調査及び報告に関すること。

受援対象業務個別シート

業務番号

1

部	総務部	課	危機管理防災課	担当係	(災害対策本部)
受援対象業務名	避難場所等の設置及び運営に関すること。				
業務概要	(1) 安全を確認のうえ避難所の開設を行う。避難所担当職員の不足する施設に職員を派遣し、運営を支援する。 (2) 安全点検済みの避難所へ避難者を收容し、適切な情報を提供することにより避難者の安全を確保する。 (3) 食料及び救援物資等を避難所で受入れ、管理するとともに避難者へ配給する。 (4) 避難所に掲示板を設置し、災害情報を掲示する。 (5) 安否情報の収集				
要請する業務内容	(1) 避難者の受付・收容 (2) 食料、救援物資の受入・管理・配布 (3) 災害情報の掲示、避難者相談の対応				
業務開始目標時間	3時間以内		業務終了目標時間	1ヶ月以内	

■ 応援要請に関する情報

応援要請先	求める職種・資格	個別協定の有無	協定名(有の場合)	協定締結先(有の場合)
<input checked="" type="checkbox"/> 他自治体		無		
<input type="checkbox"/> 民間企業				
<input type="checkbox"/> NPO				
<input type="checkbox"/> ボランティア				
<input type="checkbox"/> その他				

受入れに当たっての留意点	各避難場所等の担当課の指示に基づき、業務を行うこと。 引き継ぎがある場合、引き継ぎ時間として半日設ける。 宿泊施設は応援側で用意
--------------	--

必要な資機材	盛岡市側 (担当課の準備物)	筆記用具、文具、机、椅子
	応援側 (応援団体側の持参物)	車両、作業服、防寒着、ヘルメット、軍手、マスク、中靴

■ 受援体制に関する情報

指揮命令者	危機管理防災課長	受援担当者	
主な活動場所	各避難場所等		

業務マニュアルの有無	有	→	名称等	避難所運営マニュアル
------------	---	---	-----	------------

受援対象業務個別シート

業務番号 2

部	総務部	課	管財課	担当係	管理係
受援対象業務名	職員、被災者、物資等の輸送に関すること。				
業務概要	(1) 職員や避難者、食料及び救援物資等を避難所等へ輸送する。				
要請する業務内容	(1) 職員、被災者、物資等の避難所等への輸送				
業務開始目標時間	1日以内		業務終了目標時間		

■ 応援要請に関する情報

応援要請先	求める職種・資格	個別協定の有無	協定名(有の場合)	協定締結先(有の場合)
<input checked="" type="checkbox"/> 他自治体	運転士	無		
<input checked="" type="checkbox"/> 民間企業	運転士	無		
<input type="checkbox"/> NPO				
<input type="checkbox"/> ボランティア				
<input type="checkbox"/> その他				

受入れに当たっての留意点	宿泊施設は応援側で用意。
--------------	--------------

必要な資機材	盛岡市側 (担当課の準備物)	住宅地図
	応援側 (応援団体側の持参物)	車両(場合によっては住宅地図またはナビゲーション付の車両)

■ 受援体制に関する情報

指揮命令者	管財課長	受援担当者	
主な活動場所	市内全域		

業務マニュアルの有無	無	→	名称等	
------------	---	---	-----	--

受援対象業務個別シート

業務番号

3

部	財政部	課	資産税課	担当係	家屋第一・第二係
受援対象業務名	危機管理防災課に対する応援(人的被害及び住宅等の被害の調査及び報告に関するものに限る。)に関すること。				
業務概要	(1) 住宅等の被害の調査を実施し、被害認定を行い罹災証明発行の認定資料を作成する。 (2) 住宅等の被害調査をとりまとめ、関係機関に報告する。				
要請する業務内容	(1) 住宅等の被害調査及び被害認定				
業務開始目標時間	3時間以内		業務終了目標時間	2週間以内	

■ 応援要請に関する情報

応援要請先	求める職種・資格	個別協定の有無	協定名(有の場合)	協定締結先(有の場合)
<input checked="" type="checkbox"/> 他自治体	家屋調査経験者	無		
<input type="checkbox"/> 民間企業				
<input type="checkbox"/> NPO				
<input type="checkbox"/> ボランティア				
<input type="checkbox"/> その他				

受入れに当たっての留意点	宿泊施設は応援側で用意
--------------	-------------

必要な資機材	盛岡市側 (担当課の準備物)	PC、PR、車両、ヘルメット、ビブス、コンベックス、デジカメ、振り下げ、調査板、住宅地図、筆記用具(消せる4色ボールペン、消せる蛍光ペン)、固定資産税システム、被災者台帳システム、スリッパ、調査車両掲示用紙、調査かばん、バインダー
	応援側 (応援団体側の持参物)	作業服、ヘルメット、ビブス、長靴(作業靴)、雨具、コンベックス、デジカメ、筆記用具

■ 受援体制に関する情報

指揮命令者	資産税課長	受援担当者	
主な活動場所	住宅等の被害を受けた地区		

業務マニュアルの有無	有	→	名称等	被害判定対応マニュアル
------------	---	---	-----	-------------

受援対象業務個別シート

業務番号

4

部	交流推進部	課	スポーツ推進課	担当係	—
受援対象業務名	(5) 支援物資の集積場所(都南体育館、総合アリーナ、浜民運動公園総合体育館及び県営体育館に開設するものに限る。)の設置及び運営に関すること。				
業務概要	1. 連絡調整 ①支援物資搬入の連絡受付、②必要物資の連絡受付 2. 支援物資の受入れ ①物資搬入車両の受付、②搬入物資の確認(種類・数量)、③搬入物資の仕分け、④搬入物資の運搬・配置 3. 避難所等への支援物資の搬出 ①運搬用車両の受入れ、②配布物資の集約・運搬、③配布物資の車両への積込、④運搬先への連絡				
要請する業務内容	上記業務全般				
業務開始目標時間	3時間以内		業務終了目標時間	1か月以内	

■ 応援要請に関する情報

応援要請先	求める職種・資格	個別協定の有無	協定名(有の場合)	協定締結先(有の場合)
<input checked="" type="checkbox"/> 他自治体	職種は問わないが体力のある者(主に男性)	無		
<input checked="" type="checkbox"/> 民間企業	職種は問わないが体力のある者(主に男性)	無		
<input checked="" type="checkbox"/> NPO	職種は問わないが体力のある者(主に男性)	無		
<input checked="" type="checkbox"/> ボランティア	職種は問わないが体力のある者(主に男性)	無		
<input checked="" type="checkbox"/> その他	職種は問わないが体力のある者(主に男性)	無		

受入れに当たっての留意点	引継ぎがある場合、引継ぎ時間として半日設ける。 宿泊施設等は自己責任で対応いただきたい。
--------------	---

必要な資機材	盛岡市側 (担当課の準備物)	電源、PC、電話、車両、文具筆記用具、机、椅子、台車、消耗品等
	応援側 (応援団体側の持参物)	作業服、ヘルメット、懐中電灯、軍手、安全靴、

■ 受援体制に関する情報

指揮命令者	スポーツ推進課長	受援担当者	
主な活動場所	各支援物資集積場所		

業務マニュアルの有無	無	→	名称等	
------------	---	---	-----	--

受援対象業務個別シート

業務番号

5

部	環境部	課	廃棄物対策課	担当係	計画整備係
受援対象業務名	災害廃棄物の処理等に関すること				
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理全般に関すること ・災害廃棄物処理体制の構築 ・災害廃棄物処理全体の進行管理 ・関係機関等との連絡調整 など 				
要請する業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・損壊家屋等からの災害廃棄物の撤去作業 ・仮置場の運営管理 ・業務委託や補助金交付申請事務 など 				
業務開始目標時間	3時間以内		業務終了目標時間	3年以内	

■ 応援要請に関する情報

応援要請先	求める職種・資格	個別協定の有無	協定名(有の場合)	協定締結先(有の場合)
<input checked="" type="checkbox"/> 他自治体	事務職員、土木技師	有	一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書	県内市町村、一部事務組合及び広域連合
<input checked="" type="checkbox"/> 民間企業	一般廃棄物処理業 産業廃棄物処理業	有	①災害時における廃棄物の処理等に関する協定書 ②災害時におけるし尿処理の収集及び運搬に関する協定書	①(一社)盛岡市廃棄物業協会 ①(一社)岩手県産業資源循環協会県央支部 ②岩手県環境整備事業協同組合
<input type="checkbox"/> NPO				
<input checked="" type="checkbox"/> ボランティア		無		
<input checked="" type="checkbox"/> その他	(環境省、岩手県、D.Waste-NET)	無		

受入れに当たっての留意点	受け入れる人材については、廃棄物処理に関する基本的な知識を有していることが望ましい。
--------------	--

必要な資機材	盛岡市側 (担当課の準備物)	PC、車両、筆記用具、文具、机、椅子などの事務用品
	応援側 (応援団体側の持参物)	作業服、ヘルメット、軍手、安全靴、シャベル等 (被害状況に応じて、パッカー車等の直接的に廃棄物処理に関する資機材の持参も想定される。)

■ 受援体制に関する情報

指揮命令者	廃棄物対策課長	受援担当者	
主な活動場所	事務室内、被災現場、仮置場等		

業務マニュアルの有無	無	→	名称等	
------------	---	---	-----	--

受援対象業務個別シート

業務番号

6

部	保健所	課	生活衛生課	担当係	動物愛護担当
受援対象業務名	動物愛護事業				
業務概要	(1) 飼い主が分からない被災犬猫等を保護し、飼育保管すると共に飼い主が判明した場合は返還する。見つからなかった場合は譲渡する。 (2) 被災した飼い主から預かったあるいは引取った犬猫等を飼育保管し、状況によって返還や譲渡等の対応を行う。 (3) 避難所等の飼い主からの相談対応や、支援物資の受付・配布等を行う。				
要請する業務内容	(1) 被災犬猫等の保護と飼養管理 (2) 保護動物の返還及び譲渡 (3) 避難所等における相談対応と物資の運搬				
業務開始目標時間	3日以内		業務終了目標時間	3ヶ月以内	

■ 応援要請に関する情報

応援要請先	求める職種・資格	個別協定の有無	協定名(有の場合)	協定締結先(有の場合)
<input checked="" type="checkbox"/> 他自治体	獣医師	無		
<input type="checkbox"/> 民間企業				
<input type="checkbox"/> NPO				
<input type="checkbox"/> ボランティア				
<input checked="" type="checkbox"/> その他	獣医師	無		

受入れに当たっての留意点	動物の捕獲や飼養保管、相談に対応するため、専門的な知識が必要となる。
--------------	------------------------------------

必要な資機材	盛岡市側 (担当課の準備物)	PC、車両、筆記用具、文具、机、椅子
	応援側 (応援団体側の持参物)	作業服、安全靴、防護手袋、ケージ等の動物飼養物品、動物捕獲用物品等

■ 受援体制に関する情報

指揮命令者	生活衛生課長	受援担当者	
主な活動場所	保健所、犬猫飼養管理施設、避難所等		

業務マニュアルの有無	無	→	名称等	
------------	---	---	-----	--

受援対象業務個別シート

業務番号

7

部	都市整備部	課	建築指導課	担当係	防災係
受援対象業務名	被災建築物の応急危険度の判定に関すること。				
業務概要	地震により被災した建築物による二次的被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士による建築物の被災程度の調査を実施する。判定の実施が決定されると、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定士受入れ場所の開設をすると共に、以下の業務を行う。 (1)被害状況の把握、判定実施計画の策定 (2)県本部長への支援要請、被災建築物応急危険度判定士の受入れ (3)判定の実施及び判定結果の集計、報告、住民への広報				
要請する業務内容	実施本部から指定された区域の被災建築物について被災状況の調査を行い、「危険」、「要注意」及び「調査済」の3種類に分類し、該当するステッカーを建築物に表示させる。また、実施本部に調査結果を報告させる。				
業務開始目標時間	3日以内		業務終了目標時間	2週間以内	

■ 応援要請に関する情報

応援要請先	求める職種・資格	個別協定の有無	協定名(有の場合)	協定締結先(有の場合)
<input checked="" type="checkbox"/> 他自治体	被災建築物応急危険度判定士	無		
<input type="checkbox"/> 民間企業				
<input type="checkbox"/> NPO				
<input type="checkbox"/> ボランティア				
<input type="checkbox"/> その他				

受入れに当たっての留意点	応急危険度判定士の宿泊先の確保及び調整
--------------	---------------------

必要な資機材	盛岡市側 (担当課の準備物)	判定調査表、判定ステッカー、判定街区マップ、ガムテープ、バインダー、携帯電話
	応援側 (応援団体側の持参物)	登録証、筆記用具、作業服、ヘルメット、軍手、雨具、安全靴、下げ振り、コンベックス、ホイッスル等

■ 受援体制に関する情報

指揮命令者	建築指導課長	受援担当者	
主な活動場所	実施本部から指定された調査区域		

業務マニュアルの有無	有	→	名称等	被災建築物応急危険度判定業務マニュアル
------------	---	---	-----	---------------------

受援対象業務個別シート

業務番号 8

部	農林部	課	林政課	担当係	森林管理係
受援対象業務名	林道の復旧に関すること。				
業務概要	(1)林道の分断に伴う孤立した集落の把握。 (2)林道の被害状況の確認 (3)災害補助申請業務 (4)災害復旧工事発注				
要請する業務内容	(1)災害補助申請業務 (2)災害復旧工事発注				
業務開始目標時間	3日以内		業務終了目標時間	1年以内	

■ 応援要請に関する情報

応援要請先	求める職種・資格	個別協定の有無	協定名(有の場合)	協定締結先(有の場合)
<input checked="" type="checkbox"/> 他自治体	技術職(土木)	無		
<input type="checkbox"/> 民間企業				
<input type="checkbox"/> NPO				
<input type="checkbox"/> ボランティア				
<input type="checkbox"/> その他				

受入れに当たっての留意点	引き継ぎがある場合、引き継ぎ時間として半日設ける。 宿泊施設は応援側で用意
--------------	--

必要な資機材	盛岡市側 (担当課の準備物)	PC、車両、測量機器等、筆記用具、文具、机、椅子
	応援側 (応援団体側の持参物)	作業服、ヘルメット、軍手、安全靴等

■ 受援体制に関する情報

指揮命令者	林政課長	受援担当者	
主な活動場所	林道		

業務マニュアルの有無	無	→	名称等	
------------	---	---	-----	--

受援対象業務個別シート

業務番号

9

部	教育委員会	課	(教委)総務課	担当係	施設第一・第二係
受援対象業務名	学校施設の被害の調査及び報告に関すること。				
業務概要	学校施設を被害状況を調査し、報告する。併せて、応急危険度判定士に情報提供する。				
要請する業務内容	1 学校施設の被害状況を調査する。 2 調査結果を記録する。 3 調査結果を取りまとめる。 4 詳細は、応急危険度判定士に情報提供する。				
業務開始目標時間	3時間以内	業務終了目標時間	2週間		

■ 応援要請に関する情報

応援要請先	求める職種・資格	個別協定の有無	協定名(有の場合)	協定締結先(有の場合)
<input checked="" type="checkbox"/> 他自治体	事務・建築士・土木技師	無		
<input type="checkbox"/> 民間企業				
<input type="checkbox"/> NPO				
<input type="checkbox"/> ボランティア				
<input type="checkbox"/> その他				

受入れに当たっての留意点	施設管理経験者であること。
--------------	---------------

必要な資機材	盛岡市側 (担当課の準備物)	PC、筆記用具、机、椅子等
	応援側 (応援団体側の持参物)	車両、カーナビゲーション(または住宅地図)、作業服、ヘルメット、マスク、軍手、安全靴、カメラ、電卓等

■ 受援体制に関する情報

指揮命令者	(教委)総務課長	受援担当者	
主な活動場所	都南分庁舎、各学校		

業務マニュアルの有無	無	→	名称等	
------------	---	---	-----	--

受援対象業務個別シート

業務番号 10

部	教育委員会	課	生涯学習課	担当係	管理係
受援対象業務名	(5) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。				
業務概要	(1) 受付及び相談窓口を設置する。 (2) 個別の情報(氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性(要介護者、常時治療が必要、乳幼児世帯、障害者世帯等)を聞き取り、開示する情報の範囲について避難者の同意の有無を確認しながら、名簿の作成を行う。 (3) 福祉避難室の設置や特別養護老人ホームへの入所、病院への入院手続き等、別途対応が必要な場合は、速やかに関係機関と連絡調整を行う。 (4) 避難者の様子を観察し、相談に乗りながら、優先順位を考慮の上、設備や備品の整備等、生活環境の改善対策を講じる。				
要請する業務内容					
業務開始目標時間	1日以内		業務終了目標時間		

■ 応援要請に関する情報

応援要請先	求める職種・資格	個別協定の有無	協定名(有の場合)	協定締結先(有の場合)
<input checked="" type="checkbox"/> 他自治体	保健師、看護師	無		
<input type="checkbox"/> 民間企業				
<input type="checkbox"/> NPO				
<input checked="" type="checkbox"/> ボランティア	通訳	無		
<input type="checkbox"/> その他				

受入れに当たっての留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・引き継ぎがある場合、引き継ぎ時間として半日設ける。 ・宿泊施設は応援側で用意
--------------	--

必要な資機材	盛岡市側 (担当課の準備物)	筆記用具、文具、机、椅子
	応援側 (応援団体側の持参物)	作業服、ヘルメット、軍手、安全靴等

■ 受援体制に関する情報

指揮命令者	生涯学習課長	受援担当者	
主な活動場所			

業務マニュアルの有無	無	→	名称等	
------------	---	---	-----	--

受援対象業務個別シート

業務番号

11

部	教育委員会	課	生涯学習課	担当係	管理係
受援対象業務名	(6) ボランティアの受入場所(中央公民館及び河南公民館に開設するものに限る。)の設置及び運営に関すること。				
業務概要	<p>※中央公民館開設の場合のみ対象。指定管理館である河南公民館の場合は受援不要とする。</p> <p>(1) 安全を確認のうえ、受入難所の開設を行う。</p> <p>(2) 受入場所に掲示板を設置し、災害情報やボランティア受入情報等の周知を行う。</p> <p>(3) 受け入れた人材の職種・資格、人数を把握し、ボランティア配置担当(市社会福祉協議会等)と情報を共有しながら派遣調整を行い、運営を支援する。</p>				
要請する業務内容					
業務開始目標時間	3日以内		業務終了目標時間		

■ 応援要請に関する情報

応援要請先	求める職種・資格	個別協定の有無	協定名(有の場合)	協定締結先(有の場合)
<input checked="" type="checkbox"/> 他自治体		無		
<input type="checkbox"/> 民間企業				
<input type="checkbox"/> NPO				
<input type="checkbox"/> ボランティア				
<input type="checkbox"/> その他				

受入れに当たっての留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・引き継ぎがある場合、引き継ぎ時間として半日設ける。 ・宿泊施設は応援側で用意
--------------	--

必要な資機材	盛岡市側 (担当課の準備物)	筆記用具、文具、机、椅子
	応援側 (応援団体側の持参物)	作業服、ヘルメット、軍手、安全靴等

■ 受援体制に関する情報

指揮命令者	生涯学習課長	受援担当者	
主な活動場所			

業務マニュアルの有無	無	→	名称等	
------------	---	---	-----	--

受援対象業務個別シート

業務番号 12

部	上下水道部	課	総務課	担当係	総務係
受援対象業務名	部内活動の記録及び報告に関すること。				
業務概要	(1) 応急活動状況等に関する報告を取りまとめる。 (2) 各班で記録した写真等を集約、保管する。				
要請する業務内容	・各応急対策班から対策本部への報告及び対策本部対応状況等を記録・整理し、事故報告書を作成する。 ・各班で記録した写真等を集約し、CD-R等により保管する。				
業務開始目標時間	3時間以内		業務終了目標時間	1ヶ月以内	

■ 応援要請に関する情報

応援要請先	求める職種・資格	個別協定の有無	協定名(有の場合)	協定締結先(有の場合)
<input checked="" type="checkbox"/> 他自治体	事務職	有	公益社団法人日本水道協会岩手県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱	日本水道協会岩手県支部内
<input type="checkbox"/> 民間企業				
<input type="checkbox"/> NPO				
<input type="checkbox"/> ボランティア				
<input type="checkbox"/> その他				

受入れに当たっての留意点	(1) 盛岡市上下水道局災害対策マニュアルに基づく受援手続きを行う。
--------------	------------------------------------

必要な資機材	盛岡市側 (担当課の準備物)	PC、筆記用具、文具、机、椅子
	応援側 (応援団体側の持参物)	作業服

■ 受援体制に関する情報

指揮命令者	局災害対策本部事務班長(総務係長)	受援担当者	
主な活動場所	盛岡市上下水道局本庁舎		

業務マニュアルの有無	有	名称等	盛岡市上下水道局災害対策マニュアル 事務班行動計画実施計画
------------	---	-----	----------------------------------

受援対象業務個別シート

業務番号

13

部	上下水道部	課	総務課	担当係	総務係
受援対象業務名	部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。				
業務概要	対策本部に報告された情報を収集・整理する。				
要請する業務内容	被害状況、応急対策、復旧状況及び電話対応等、各応急対策班からの報告・情報を収集し、情報班と連絡を図り、時系列に整理し記録する。				
業務開始目標時間	3時間以内		業務終了目標時間	1ヶ月以内	

■ 応援要請に関する情報

応援要請先	求める職種・資格	個別協定の有無	協定名(有の場合)	協定締結先(有の場合)
<input checked="" type="checkbox"/> 他自治体	事務職	有	公益社団法人日本水道協会岩手県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱	日本水道協会岩手県支部内
<input type="checkbox"/> 民間企業				
<input type="checkbox"/> NPO				
<input type="checkbox"/> ボランティア				
<input type="checkbox"/> その他				

受入れに当たっての留意点	(1) 盛岡市上下水道局災害対策マニュアルに基づく受援手続きを行う。
--------------	------------------------------------

必要な資機材	盛岡市側 (担当課の準備物)	PC、筆記用具、文具、机、椅子
	応援側 (応援団体側の持参物)	作業服

■ 受援体制に関する情報

指揮命令者	局災害対策本部事務班長(総務係長)	受援担当者	
主な活動場所	盛岡市上下水道局本庁舎		

業務マニュアルの有無	有	→	名称等	盛岡市上下水道局災害対策マニュアル 事務班行動計画実施計画
------------	---	---	-----	----------------------------------

受援対象業務個別シート

業務番号

14

部	上下水道部	課	経営企画課	担当係	企画係
受援対象業務名	水道及び下水道の使用に係る現地広報に関すること。				
業務概要	(1) 広報車の出動準備をする。(車両の確保、車両及び広報機器の点検等) (2) 広報体制を組む。(人員、班編成等) (3) 対策本部等と連携し、広報内容、区域、順路等を確認する。 (4) 状況により、走行広報、拠点広報を行う。 (5) 広報車等の活動状況を記録する。				
要請する業務内容	広報車による広報活動を行い、活動状況を記録する。				
業務開始目標時間	3時間以内		業務終了目標時間	1ヶ月以内	

■ 応援要請に関する情報

応援要請先	求める職種・資格	個別協定の有無	協定名(有の場合)	協定締結先(有の場合)
<input type="checkbox"/> 他自治体				
<input checked="" type="checkbox"/> 民間企業		有	上下水道施設の災害に伴う応援協定	第一環境株式会社
<input type="checkbox"/> NPO				
<input type="checkbox"/> ボランティア				
<input type="checkbox"/> その他				

受入れに当たっての留意点	(1) 盛岡市上下水道局災害対策マニュアルに基づく受援手続きを行う。 (2) 応援者との連絡調整を行うため、受援担当を2名配置する。
--------------	---

必要な資機材	盛岡市側 (担当課の準備物)	広報車両、広報機器
	応援側 (応援団体側の持参物)	作業服

■ 受援体制に関する情報

指揮命令者	局災害対策本部広報班長(経営企画課長補佐)	受援担当者	
主な活動場所	給水区域内(断水地域、応急給水拠点等)		

業務マニュアルの有無	有	→	名称等	盛岡市上下水道局災害対策マニュアル 広報班行動計画実施計画
------------	---	---	-----	----------------------------------

受援対象業務個別シート

業務番号 15

部	上下水道部	課	給排水課	担当係	サービス係
受援対象業務名	水道水の応急給水に関すること。				
業務概要	(1) 応急給水の拠点及び給水方法等について検討する。 (2) 応急給水の体制を整え応急給水を実施する。 (3) 応急給水の活動状況を記録する。				
要請する業務内容	(1) 給水タンク車による給水活動 (2) ポリタンク等による運搬給水活動				
業務開始目標時間	3時間以内		業務終了目標時間	1ヶ月以内	

■ 応援要請に関する情報

応援要請先	求める職種・資格	個別協定の有無	協定名(有の場合)	協定締結先(有の場合)
<input checked="" type="checkbox"/> 他自治体		有	日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定	日本水道協会東北地方支部
<input checked="" type="checkbox"/> 他自治体		有	公益社団法人日本水道協会岩手県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱	日本水道協会岩手県支部内
<input checked="" type="checkbox"/> 他自治体		有	パートナーシップに関する覚書	八戸圏域水道企業団 岩手中部水道企業団
<input checked="" type="checkbox"/> 民間企業		有	災害応急復旧工事等に関する協定	盛岡市上下水道工事業協同組合
<input checked="" type="checkbox"/> 民間企業		有	水道施設の災害に伴う応援協定	(一財)岩手県防災保安協会
<input checked="" type="checkbox"/> 民間企業		有	上下水道施設の災害に伴う応援協定	第一環境株式会社

受入れに当たっての留意点	(1) 盛岡市上下水道局災害対策マニュアルに基づく受援手続きを行う。 (2) 応援者との連絡調整を行うため、受援担当を2名配置する。
--------------	---

必要な資機材	盛岡市側 (担当課の準備物)	応急給水用資機材
	応援側 (応援団体側の持参物)	車両(給水タンク車等)、応急給水用資機材

■ 受援体制に関する情報

指揮命令者	局災害対策本部給水班長(給排水課長補佐)	受援担当者	審査係長、検査係長
主な活動場所	給水区域内(断水地域、応急給水拠点等)		

業務マニュアルの有無	有	名称等	盛岡市上下水道局災害対策マニュアル 給水班行動計画実施計画
------------	---	-----	----------------------------------

受援対象業務個別シート

業務番号

16

部	上下水道部	課	水道維持課	担当係		維持管理係	
受援対象業務名	水道管路の被害の調査及び報告に関すること。						
業務概要	(1)配水管の保全に関すること。 (2)配水管の被害状況調査に関すること。 (3)配水管の応急復旧に関すること。						
要請する業務内容	(1)配水幹線、水管橋、鉄道横断管、要注意管路箇所等の被害状況調査 (2)地盤崩壊箇所、傾斜地等に布設されている配水管の被害状況調査 (3)被害場所及び被害の程度や応急復旧に必要な資機材の報告						
業務開始目標時間	3時間以内		業務終了目標時間	2週間以内			

■ 応援要請に関する情報

応援要請先	求める職種・資格	個別協定の有無	協定名(有の場合)	協定締結先(有の場合)
<input checked="" type="checkbox"/> 他自治体	土木技師	有	日本水道協会岩手県支部 水道施設の災害に伴う相互 応援計画要綱	(公社)日本水道協会岩手県支部
<input type="checkbox"/> 民間企業				
<input type="checkbox"/> NPO				
<input type="checkbox"/> ボランティア				
<input type="checkbox"/> その他				

受入れに当たっての留意点	(1)盛岡市上下水道局災害対策マニュアルに基づく受援手続きを行う。 (2) 応援者との連絡調整を行うため、受援担当を2名配置する。
--------------	--

必要な資機材	盛岡市側 (担当課の準備物)	軍手、皮手袋、ヘルメット、漏水調査に関する資材(音聴棒など)
	応援側 (応援団体側の持参物)	作業服、ヘルメット、軍手、安全靴などの現地調査に必要と思われるもの

■ 受援体制に関する情報

指揮命令者	局災害対策本部配水班長(水道維持課長補佐)	受援担当者	
主な活動場所	配水管漏水箇所		

業務マニュアルの有無	有	→	名称等	盛岡市上下水道局災害対策マニュアル 配水班行動計画実施計画
------------	---	---	-----	----------------------------------

受援対象業務個別シート

業務番号 17

部	上下水道部	課	浄水課	担当係	施設管理係
受援対象業務名	取水施設、浄水施設及び配水施設の被害の調査及び報告に関すること。				
業務概要	(1) 取水施設、浄水施設及び配水施設の被害の調査に関すること。 (2) 取水施設、浄水施設及び配水施設の被害の応急復旧に関すること。				
要請する業務内容	(1) 取水施設、浄水施設及び配水施設の被害状況調査 (2) 被害場所及び被害の程度や応急復旧に必要な資機材の報告				
業務開始目標時間	3時間以内		業務終了目標時間	2週間以内	

■ 応援要請に関する情報

応援要請先	求める職種・資格	個別協定の有無	協定名(有の場合)	協定締結先(有の場合)
<input checked="" type="checkbox"/> 他自治体	土木技師	有	日本水道協会岩手県支部 水道施設の災害に伴う相互 応援計画要綱	(公社)日本水道協会 岩手県支部
<input type="checkbox"/> 民間企業				
<input type="checkbox"/> NPO				
<input type="checkbox"/> ボランティア				
<input type="checkbox"/> その他				

受入れに当たっての留意点	(1) 盛岡市上下水道局災害対策マニュアルに基づく受援手続きを行う。 (2) 応援者との連絡調整を行うため、受援担当を2名配置する。
--------------	---

必要な資機材	盛岡市側 (担当課の準備物)	PC、筆記用具、文具、机、椅子
	応援側 (応援団体側の持参物)	車両、作業服、ヘルメット、軍手、安全靴などの現地調査に必要と思われるもの

■ 受援体制に関する情報

指揮命令者	局災害対策本部浄水班長(浄水課長補佐)	受援担当者	
主な活動場所	浄・配水施設被災箇所		

業務マニュアルの有無	有	→	名称等	盛岡市上下水道局災害対策マニュアル 浄水班行動計画実施計画
------------	---	---	-----	----------------------------------

受援対象業務個別シート

業務番号 18

部	上下水道部	課	下水道施設管理課	担当係	施設係・維持係
受援対象業務名	下水道施設の被害の調査及び報告に関すること。				
業務概要	(1)下水道施設の被害の現地調査 (2)下水道施設の被害の応急措置及び復旧				
要請する業務内容	(1)管路施設の詰まり・破損等及びポンプ場施設の被害調査状況調査 (2)管路施設の陥没等危険箇所の応急措置及び必要な資器材の報告				
業務開始目標時間	3時間以内	業務終了目標時間	2週間以内		

■ 応援要請に関する情報

応援要請先	求める職種・資格	個別協定の有無	協定名(有の場合)	協定締結先(有の場合)
<input checked="" type="checkbox"/> 他自治体	下水道経験者(技術系)	有	北海道・東北ブロック 下水道災害時支援に関するルール	北海道・東北7県、札幌市・青森市・仙台市・秋田市・山形市・郡山市・東京都
<input type="checkbox"/> 民間企業				
<input type="checkbox"/> NPO				
<input type="checkbox"/> ボランティア				
<input checked="" type="checkbox"/> その他	下水道経験者(技術系)	有	災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定	(公社)日本下水道管路管理業協会

受入れに当たっての留意点	(1)盛岡市上下水道局災害対応マニュアルに基づく受援手続きを行う。 (2)応援者との連絡調整を行うため、受援担当を2名配置する。
--------------	---

必要な資機材	盛岡市側 (担当課の準備物)	バリケード、カラーコーン等応急措置に必要な資器材
	応援側 (応援団体側の持参物)	現地調査用車両、テレビカメラ車、管口カメラ、マンホールキー、ガス検知器、懐中電灯など現地調査に必要と思われるもの

■ 受援体制に関する情報

指揮命令者	局災害対策本部下水施設班長 (下水道施設管理課長補佐)	受援担当者	施設係長、維持係長
主な活動場所	下水道施設管理課(応援隊参集場所)		

業務マニュアルの有無	有	名称等	盛岡市上下水道局災害対策マニュアル 下水施設班行動計画実施計画
------------	---	-----	------------------------------------

令和 7 年 3 月 18 日策定、同年 4 月 1 日施行

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン

目次

第 1	総則	3
1	趣旨・目的	3
2	用語の定義	3
3	支援の対象となる業務	4
第 2	想定・適用基準	5
1	想定する地震	5
2	想定する最大の被害	5
3	適用基準	7
4	上記 3 以外の適用	7
5	南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランとの関係	7
第 3	応援編成計画、応援・受援体制等	8
1	応援編成計画	8
2	応援職員確保調整本部の設置	8
3	即時応援道県等における応援体制（応援隊の編成）	9
4	重点受援県における受援体制	10
5	被害確認後応援都府県等が外部からの応援職員派遣を必要とする場合の対応	12
6	独自の応援職員派遣等を行う場合の対応	12
第 4	半割れ・一部割れ等の場合における先発地震発生後の対応	12
1	重点受援県の対応方針	13
2	即時応援道県等の対応方針	13
第 5	発災以降の情報共有、報告等の流れ	14
1	発災直後（1 日目）の流れ	14
2	発災後 2～3 日の流れ	14
3	発災後 4 日目以降の流れ	15
4	適宜の連絡等	15
5	情報連絡体制	15
第 6	実効性確保のための取組	16
1	重点受援県と即時応援道県等との間における平時からの取組	16
2	重点受援県における平時からの取組	17
3	即時応援道県等における平時からの取組	18
4	被害確認後応援都府県等における平時からの取組	18
5	応援体制及び受援体制に関する補足	18
6	個別の災害時相互応援協定等の把握、発災時の対応方針の確認	19

第7	進出経路	19
1	平時の備え	19
2	発災時の進出経路の選定等	19

第1 総則

1 趣旨・目的

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン（以下「本アクションプラン」という。）は、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」第36条に規定する応援対策職員派遣制度の特例を定めたものであり、南海トラフ地震が発生した場合の応急対策職員派遣制度に係る総務省、地方公共団体、関係団体等の対応や運用方針について、関係機関及び総務省の対応を相互に理解することにより、全国の応援職員が迅速、的確に被災地において活動できるよう期待するものである。

2 用語の定義

- (1) 重点受援県とは、南海トラフ地震発生時において主として応援を受ける県（静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県）をいう。
- (2) 被害確認後応援都道府県等とは、重点受援県を除く都道府県及び指定都市（以下「応援都道府県等」という。）のうち、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日法律第92号）第3条第1項に基づき指定されている南海トラフ地震防災対策推進地域を含む都道府県（茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県の19都道府県）及びこれらの都道府県内の指定都市をいう。
- (3) 即時応援道県等とは、応援都道府県等のうち、被害確認後応援都道府県等を除く道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、佐賀県及び長崎県の18道県）及びこれらの道県内の指定都市をいう。
- (4) 地域ブロックとは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第1条に定めるブロックをいう。
- (5) 地域ブロック幹事都道府県とは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第3条第1項に定める幹事県等をいう。
- (6) 関係団体とは、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会をいう。
- (7) 関係機関とは、関係省庁、関係団体及び地方公共団体をいう。
- (8) 災害マネジメント総括支援員（以下「GADM」という。）とは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。
- (9) 災害マネジメント支援員とは、災害マネジメント総括支援員の補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。
- (10) 地域GADM等とは、重点受援県内のGADM及び災害マネジメント支援員のほか、重点受援県においてこれらの者に準ずる役割を持つ者をいう。

- (11) 総括支援チームとは、被災市区町村への応援職員派遣の協力依頼に先立ち、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握を行うほか、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣するチームをいう。
- (12) 対口支援チームとは、主に避難所運営、罹災証明関係業務等に係るマンパワー支援を行うチームをいう。
- (13) 応援職員確保調整本部とは、総務省及び関係団体により構成され、応援団体の決定、情報の収集、総合的な調整等を行う会議体をいう。
- (14) 現地調整会議とは、重点受援県、被災地域ブロック幹事都道府県、関係団体及び総務省により構成され、被災市区町村に関する情報の収集、確保調整本部に対する情報の共有等を行う会議体をいう。
- (15) 応援編成計画とは、南海トラフ地震発生時における重点受援県及び即時応援道県等の組合せをいう。

3 支援の対象となる業務

本アクションプランに基づく応援団体による支援対象業務は、下記のとおりとする。

(1) 主要対象業務

ア 災害マネジメント支援

総括支援チームによる被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援する。

イ 避難所運営業務支援

ウ 住家被害認定調査・罹災証明書交付業務支援

(2) その他の業務

上記(1)以外の支援であって、応急対策職員派遣制度以外の仕組み等において対象としていない業務¹についても、業務の緊急性に応じて支援に努める。

¹ 過去の災害時におけるその他の業務支援の例としては、義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の業務や広報活動などがある。

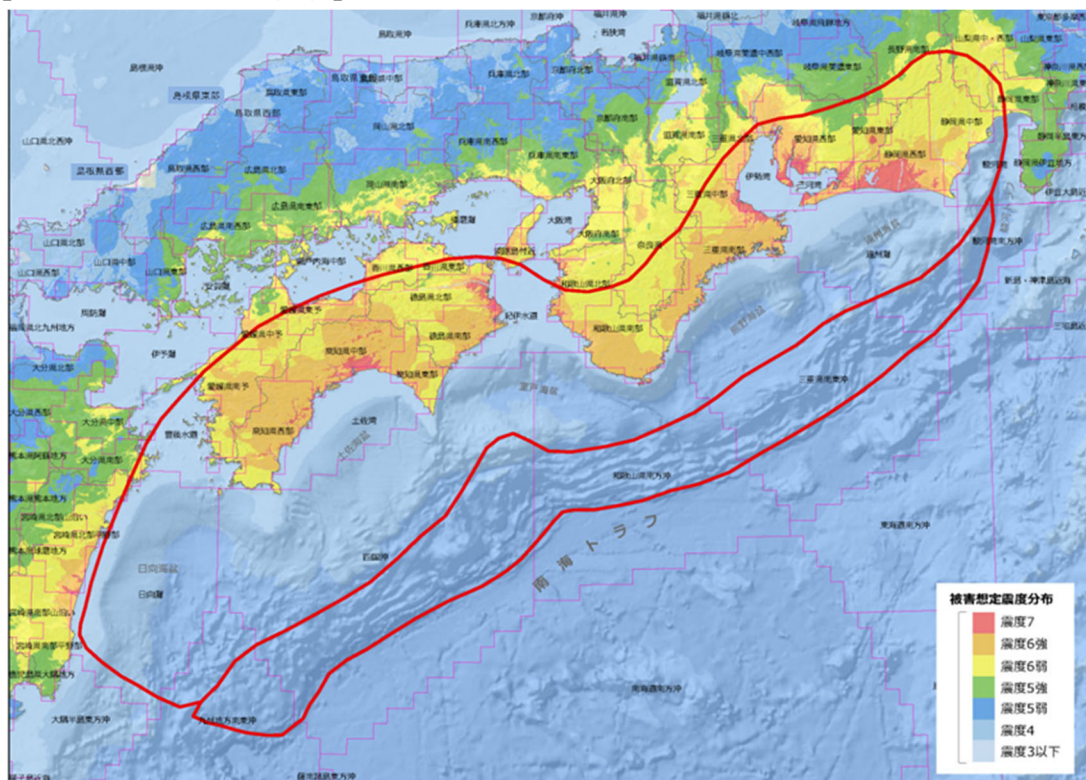
第2 想定・適用基準

1 想定する地震

本アクションプランにおいて想定する地震は、次のとおりとする。

- (1) 震源断層域：中央防災会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（南海トラフの巨大地震モデル検討会）による想定震源断層域

【図1 想定震源断層域】



- (2) 地震の規模：モーメントマグニチュード²8.0以上

2 想定する最大の被害

想定する最大の被害は、中央防災会議防災対策推進検討会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」による南海トラフ巨大地震の被害想定³（以下「被害想定」という。）のうち、中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方がそれぞれ最も大きく被災する4ケースであり、着目する被害項目及び条件は以下のとおりとする。

- (1) 被害想定のうち、本アクションプランにおいて着目する被害項目は、「避難者数」及び「全壊棟数」とする。
- (2) 被害想定のうち、被害が最大となる条件は以下のとおりである。

ア 避難者数

地震動：陸側ケース、冬夕方、風速8m/s

イ 全壊棟数

² 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）を基にして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。

³ 内閣府政策統括官（防災対応）がその後再計算した最新の推計を活用（令和元年8月公表）

地震動：陸側ケース、冬18時、風速8m/s

【表1 被害想定ケース別避難者数、全壊棟数】

	中部地方が大きく被災するケース		近畿地方が大きく被災するケース		四国地方が大きく被災するケース		九州地方が大きく被災するケース	
	避難者数 人	全壊棟数 棟	避難者数 人	全壊棟数 棟	避難者数 人	全壊棟数 棟	避難者数 人	全壊棟数 棟
茨城県	200	10	200	-	200	-	200	-
栃木県	20	-	20	-	20	-	20	-
群馬県	300	-	300	-	300	-	300	-
埼玉県	6,300	600	6,300	600	6,300	600	6,300	600
千葉県	5,500	1,800	2,200	400	1,800	300	1,900	300
東京都	19,000	1,900	19,000	1,200	19,000	1,200	19,000	1,200
神奈川県	27,000	3,400	17,000	900	16,000	700	16,000	700
新潟県	10	-	10	-	10	-	10	-
富山県	60	-	60	-	60	-	60	-
石川県	400	50	400	50	400	50	400	50
福井県	8,200	1,900	8,200	1,900	8,200	1,900	8,200	1,900
山梨県	71,000	5,800	71,000	5,800	71,000	5,800	71,000	5,800
長野県	24,000	2,000	24,000	2,000	24,000	2,000	24,000	2,000
岐阜県	83,000	6,500	83,000	6,500	83,000	6,500	83,000	6,500
静岡県	940,000	230,000	890,000	204,000	890,000	203,000	890,000	203,000
愛知県	1,800,000	326,000	1,800,000	324,000	1,800,000	324,000	1,800,000	324,000
三重県	630,000	217,000	610,000	200,000	610,000	198,000	610,000	199,000
滋賀県	150,000	10,000	150,000	10,000	150,000	10,000	150,000	10,000
京都府	330,000	67,000	330,000	67,000	330,000	67,000	330,000	67,000
大阪府	1,500,000	314,000	1,500,000	314,000	1,500,000	314,000	1,500,000	314,000
兵庫県	270,000	43,000	280,000	45,000	280,000	44,000	280,000	44,000
奈良県	260,000	38,000	260,000	38,000	260,000	38,000	260,000	38,000
和歌山県	380,000	148,000	410,000	171,000	390,000	151,000	390,000	154,000
鳥取県	1,500	300	1,500	300	1,500	300	1,500	300
島根県	1,700	500	1,700	500	1,700	500	1,700	500
岡山県	230,000	29,000	230,000	29,000	230,000	29,000	230,000	29,000
広島県	160,000	24,000	160,000	23,000	160,000	24,000	160,000	24,000
山口県	27,000	5,400	26,000	5,100	27,000	5,400	27,000	5,800
徳島県	330,000	107,000	340,000	119,000	340,000	114,000	330,000	111,000
香川県	200,000	43,000	200,000	44,000	200,000	45,000	200,000	45,000
愛媛県	490,000	163,000	480,000	163,000	480,000	164,000	490,000	168,000
高知県	430,000	197,000	440,000	208,000	460,000	223,000	460,000	219,000
福岡県	3,500	500	3,400	500	3,500	500	3,400	500
佐賀県	200	20	200	20	200	20	200	20
長崎県	1,000	200	1,300	300	2,100	500	2,900	700
熊本県	20,000	3,000	20,000	3,000	20,000	3,000	20,000	3,000
大分県	90,000	18,000	89,000	17,000	96,000	22,000	110,000	31,000
宮崎県	320,000	70,000	310,000	66,000	310,000	62,000	330,000	75,000
鹿児島県	26,000	5,300	26,000	5,400	27,000	6,100	29,000	6,900
沖縄県	400	50	400	40	500	60	800	90
合計	8,800,000	2,084,000	8,800,000	2,077,000	8,800,000	2,069,000	8,800,000	2,094,000

(注1) -：わずか

(注2) 都府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

3 適用基準

本アクションプランは、発生した地震の震央地名が、表2に示す南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。

【表2 震央地名一覧】

想定震源断層域と重なる震央地名					
中部地方	山梨県中・西部	長野県南部	静岡県東部	静岡県中部	静岡県西部
	駿河湾	駿河湾南方沖	新島・神津島近海	愛知県東部	愛知県西部
	遠州灘	三河湾	岐阜県美濃東部	三重県北部	三重県中部
	三重県南部	伊勢湾	三重県南東沖		
近畿地方	和歌山県北部	和歌山県南部	和歌山県南方沖	紀伊水道	奈良県
	淡路島付近	播磨灘			
四国・九州地方	徳島県北部	徳島県南部	香川県東部	香川県西部	瀬戸内海中部
	愛媛県東予	愛媛県中予	愛媛県南予	伊予灘	豊後水道
	高知県東部	高知県中部	高知県西部	土佐湾	四国沖
	大分県南部	宮崎県北部平野部	日向灘	九州地方南東沖	

(1) 発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合

【各地方の都道府県分類】

- 中部地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 近畿地方：兵庫県、奈良県、和歌山県
- 四国・九州地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

(2) 発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合）

4 上記3以外の適用

上記3の条件を満たす地震が発生した場合のほか、政府、関係団体等の各種情報から、上記3の場合に類する被害が想定され、本アクションプランに基づく地方公共団体間の応援職員派遣を実施することで、迅速かつ円滑な被災地支援を実現できると総務省が判断した場合に適用する。

5 南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランとの関係

上記3に示した本アクションプランの適用基準は、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（以下「緊援隊アクションプラン」という。）のものと同一であり、緊援隊アクションプランが適用されることとなった場合には、本アクションプランも自動的に適用する⁴。

この場合、各即時応援道県等は、総務省からの本アクションプランの適用に係る連絡がなくとも、各重点受援県に対し、総括支援チームの派遣等を開始する。

⁴ 本アクションプランの適用の連絡より先に緊援隊アクションプランの適用が全国に周知された場合に、一刻も早く本アクションプランによる支援が開始されることが期待されるため。

第3 応援編成計画、応援・受援体制等

1 応援編成計画

中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方のそれぞれが大きく被災する4ケースの被害想定については、表1のとおり、顕著な差が見られないことから、応援編成計画については、次の1通りとする。基本となる組合せの即時応援道県等は、基本となる組合せ以外の即時応援道県等を含む応援隊の統括役を担う。

【表3 応援編成計画】

重点受援県	即時応援道県等 (基本となる組合せ)	基本となる組合せ以外の即時応援道県等			
		岩手県	仙台市		
静岡県	富山県				
愛知県	福島県	青森県	宮城県	山形県	さいたま市
三重県	福井県	新潟県			
和歌山県	埼玉県				
徳島県	鳥取県	新潟市			
香川県	栃木県				
愛媛県	群馬県				
高知県	島根県	秋田県			
大分県	佐賀県				
宮崎県	長崎県				

注1 重点受援県は指定都市を含む県を一単位とし、即時応援道県等は道県及び指定都市をそれぞれ一単位とする。

注2 北海道及び札幌市は、全国の被災状況に応じて柔軟に割り当てることができるよう即時応援県等から除外している。

注3 石川県は、現在復旧・復興途上にあるため除外している。なお、復旧・復興が進捗し、応援可能な状態となった後は、北海道及び札幌市と同様に、全国の被災状況に応じて柔軟に割り当てることができる位置づけとする。

注4 管内に指定都市が存在する重点受援県（静岡県、愛知県）に対しては、少なくとも1団体以上の即時応援指定都市を組み合わせている。

2 応援職員確保調整本部の設置

総務省は、本アクションプランを適用した場合、関係団体と協議の上必要と認められた場合又は震度7の地震が発生した場合には、総務省及び関係団体により構成される応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）を設置する。

(1) 事務局

確保調整本部には事務局を置き、事務局の事務は総務省が行う。

(2) 役割

確保調整本部の主な役割は、以下のとおりとする。

ア 現地調整会議からの報告、関係省庁等から共有された情報等に基づく全国の被災状況、応援ニーズ等の把握

イ 即時応援道県等の応援隊だけでは不足する場合の追加の応援職員派遣調整

ウ 即時応援道県等の応援隊に余剰が生じた場合における当該応援隊に係る応援職員派遣調整

- エ 重点受援県に対する応援隊の派遣が不要となった場合における当該重点受援県と組合せとなっている即時応援道県等の応援職員派遣調整
 - オ 応援期間が長期化した場合等における応援団体の交替等
 - カ 関係省庁に対する情報等の共有
 - キ 現地調整会議に対する情報の共有、意見の聴取等
 - ク 被害確認後応援都府県等から応援要請があった場合の応援職員派遣調整
 - ケ 前各号に掲げるもののほか、状況に応じ確保調整本部が必要と認める役割
- (3) 上記(2)イ、ウ、エ又はクの応援職員派遣調整を行う場合の考慮事項
- ア 重点受援県からの追加の応援職員派遣要請人数又は被害確認後応援都府県等からの応援職員派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）
 - イ 全国の被災状況等を踏まえた各被災地の応援ニーズの相対的優先度
 - ウ 外部への応援職員派遣が可能な都道府県⁵の状況
 - エ 被災都道府県と応援都道府県等との距離、移動時間、道路啓開状況等
 - オ 災害時相互応援協定等の締結状況
 - カ 本アクションプランによらない独自の職員派遣の状況⁶
 - キ 被災指定都市等の権能
 - ク 現地調整会議の意見
 - ケ 前各号に掲げるもののほか、被災市区町村の人口等考慮を必要とする事項

3 即時応援道県等における応援体制（応援隊の編成）

即時応援道県等における応援体制について、基本となる形を以下に示す。
 実際には、災害の状況に応じて柔軟に対応するものとする。

(1) 先遣隊の派遣

即時応援道県等は、本アクションプラン適用後速やかに重点受援県の災害対策本部に対してGADMを含む先遣隊を派遣し、現地調整会議及び下記(2)の活動本部の機能が本格化するまでの間、重点受援県災害対策本部と協力し、情報収集、情報共有、応援ニーズの把握等を行う。

(2) 活動本部の設置及び応援隊の編成

即時応援道県等は、本アクションプラン適用後、活動本部を設置し、統括責任者を任命するとともに以下の各班から構成される応援隊を編成する。

ア 統括班：活動本部において応援班の運用（追加派遣要請への対応等）、派遣元等との連絡調整を行う班。最低1名は連絡要員として重点受援県災害対策本部に常駐する。

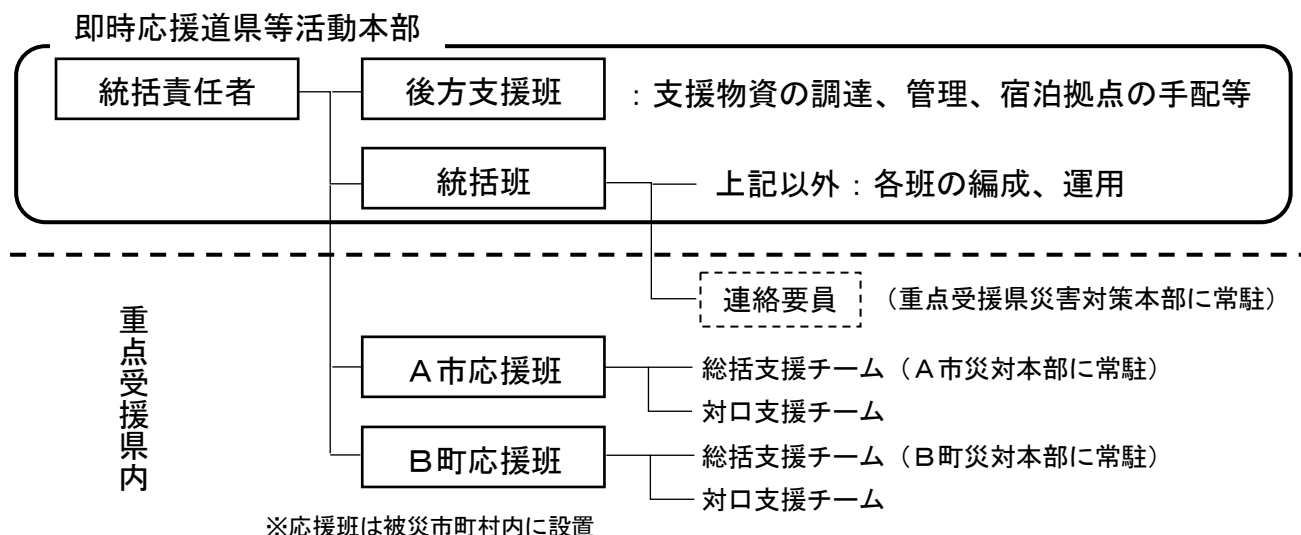
⁵ 応援編成計画に定められていない即時応援道県等（北海道、石川県及び札幌市）、応援可能となった重点受援県及び被害確認後応援都府県等及び応援隊による支援が不要となった重点受援県の組合せとなっている即時応援道県等

⁶ 第3の6参照。

イ 応援班⁷：先遣隊等が把握した応援ニーズに基づき被災市区町村に対して派遣される班（総括支援チーム・対口支援チーム）。

ウ 後方支援班：宿泊拠点、物資等の確保を行う班。

<活動本部のイメージ>



(3) 即時応援道県等以外の都府県及び指定都市からの報告

重点受援県及び被害確認後応援都府県等は、本アクションプラン適用後に他の都道府県に対して応援職員派遣を行うことが可能となった場合には、速やかにその旨を確保調整本部に対して報告する。報告を行った後、被災都道府県に応援職員を派遣することとなった場合の体制は、原則として上記(2)による。

応援可能となった被害確認後応援都府県等、応援可能となった重点受援県（重点受援県内の指定都市を含む。）及び当該重点受援県と組合せとなっている即時応援道県等をまとめて、以下「応援可能団体」という。

4 重点受援県における受援体制

(1) 応援職員派遣調整チームの設置

重点受援県は、本アクションプラン適用後速やかに、重点受援県災害対策本部内に応援職員派遣調整チームを設置する。応援職員派遣調整チームは、以下の要素を考慮して即時応援道県等及び応援可能団体から派遣される応援班の派遣先等を調整する。

ア 即時応援道県等又は応援可能団体の総括支援チーム及び対口支援チームを編成することが可能な応援職員の数

イ 地域GADM等の派遣の状況

⁷ 重点受援県においては、多数の市区町村が被災し支援を必要とすることが想定されることから、応援班を複数編成する必要がある。また、各被災市区町村の状況を踏まえ、総括支援チームのみ又は対口支援チームのみの派遣となることも想定される。

- ウ 被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）、被害の状況及び災害対応業務実施体制の状況
- エ 即時応援道県等又は応援可能団体（応援可能団体の区域内の市区町村を含む。）が既に応援職員の派遣を行っているときはその派遣人数
- オ 即時応援道県等及び応援可能団体の過去の災害における応援職員の派遣の実績
- カ 重点受援県内市区町村の災害時相互応援協定等の締結状況
- キ 前各号に掲げるもののほか、被災市区町村の人口等考慮を必要とする事項

(2) 現地調整会議の設置

重点受援県は、応援職員派遣調整チーム、総務省、関係団体、被災地域ブロック幹事都道府県の連絡要員等で構成される現地調整会議を設置する。

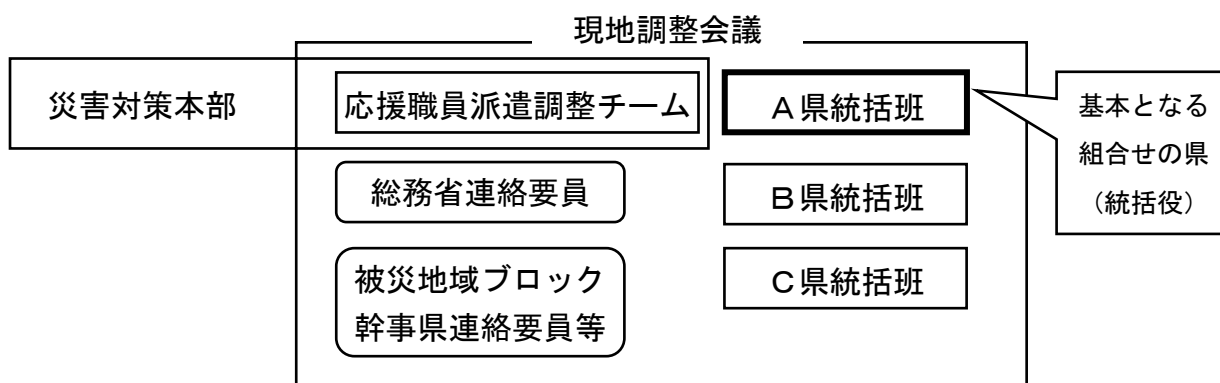
ア 現地調整会議の役割

- (ア) 重点受援県災害対策本部会議における情報収集
- (イ) 被災市区町村に関する情報収集、応援ニーズの把握等
- (ウ) 応援班の活動に関する情報収集
- (エ) 上記(ア)から(ウ)までの情報の確保調整本部への共有
- (オ) 確保調整本部が行う応援職員派遣調整等に対する意見の申出
- (カ) 重点受援県の補佐
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、状況に応じ現地調整会議が必要と認める役割

イ 現地調整会議の統括役

応援編成計画に定められた即時応援道県等のうち基本となる組合せの県は、原則として現地調整会議の統括担当県とする。また、統括担当県は、重点受援県が現地調整会議を設置することが困難な場合は、当面の間、その役割を代行する。

<現地調整会議のイメージ>



(3) 重点受援県が行う要請

本アクションプラン適用直後においては、応援編成計画に基づき即時応援道県等がプッシュ型で応援職員派遣を行うため、重点受援県からの応援職員派遣要請は、原則として不要とする。ただし、被害規模が極めて小さいなど、応援隊による支援

が不要であることが明白な場合には、応援編成計画に定められている即時応援道県等及び確保調整本部にその旨報告する⁸。

重点受援県は、応援編成計画に定められている即時応援道県等の応援隊だけでは支援が不足すると判断した場合には、直接又は現地調整会議を通じて確保調整本部に対し、追加の応援職員派遣の要請を行う⁹。

(4) 重点受援県の役割

- ア 応援団体からの問合せへの対応及び可能な範囲での情報提供（例えば、被災都道府県災害対策本部に集約された情報）
- イ 被災市区町村の応援ニーズの把握（先遣隊、現地調整会議等と協力）
- ウ 被災市区町村への連絡要員の派遣
- エ 被災市区町村間の応援団体連絡会議の主催（統括担当県又は被災地域ブロック幹事都道府県と協力）
- オ 当該被災都道府県内の応援可能な市区町村から被災市区町村への応援職員派遣調整

5 被害確認後応援都道府県等が外部からの応援職員派遣を必要とする場合の対応

被害確認後応援都道府県等が外部からの応援職員派遣を必要と判断した場合、当該都道府県は、速やかに確保調整本部に対し、応援職員派遣の要請を行う。

確保調整本部は、応援編成計画に定められていない即時応援道県等（北海道、石川県¹⁰及び札幌市）又は応援可能団体の中から、上記2(3)の考慮事項を踏まえ、確保調整本部が選定し応援職員派遣調整を行う。

6 独自の応援職員派遣等を行う場合の対応

地方公共団体は、本アクションプランに基づく応援職員派遣とは別に、独自に又は災害時相互応援協定等に基づき応援職員派遣を行う場合には、あらかじめ、都道府県及び指定都市にあっては確保調整本部に、市区町村にあっては属する都道府県にその旨申出（以下「独自等の申出」という。）を行う。申出を受けた都道府県は、速やかに確保調整本部に当該情報を共有する。

第4 半割れ・一部割れ等の場合における先発地震発生後の対応

南海トラフ地震においては、南海トラフの想定震源断層域の広い範囲が破壊される「全割れ」、南海トラフの想定震源域のうち破壊されていない領域が残る「半割れ」、南海トラフの想定震源域のうち狭い領域のみが破壊される「一部割れ」などが想定¹¹されており、半割れにおいては、7日以内に後発地震が発生する頻度が十数回に1回程度、一部

⁸ 後述するが、この場合であっても、後発地震に備え、先遣隊は派遣されることとなる。

⁹ 全国の被災状況等によっては、追加要請に対して必ずしも応えられない可能性があることに留意。

¹⁰ 石川県については、応援編成計画の注2のとおり、応援可能な状態となるまでの間、即時応援道県等から除外する。以下同じ。

¹¹ このほか、プレート境界の固着が強いと考えられている領域より深い場所が数ヶ月から数年間かけて継続的にゆっくりとすべる現象（ゆっくりすべり）が想定されている。

割れにおいては、7日以内に後発地震が発生する頻度が数百回に1回程度あるとされている。

半割れ又は一部割れ¹²（以下「対象地震」という。）が生じ、かつ、上記第2の3の適用基準に該当する場合、後発地震に備える必要がある。

1 重点受援県の対応方針

- (1) 仮に被害が生じなかった、ないし小さかったとしても、対象地震発生後1週間は後発地震に備え、他の被災都道府県への応援は行わない¹³。
- (2) 対象地震発生後1週間経過後、後発地震が発生せず、かつ、他の被災都道府県を応援することが可能となった場合は、確保調整本部に対し、その旨の報告を速やかに行う。
- (3) なお、対象地震発生後1週間以内に後発地震が発生した場合は、アクションプランに基づき即時応援道県等が先遣隊を派遣することとなるため、重点受援県からの応援要請は原則として不要である。

2 即時応援道県等の対応方針

対象地震発生後、原則として、応援編成計画に定められている重点受援県の被害の大小にかかわらず、速やかに先遣隊の準備・派遣を開始する。ただし、当該重点受援県から先遣隊の派遣の必要がない旨¹⁴連絡を受けた場合等にあつては、この限りでない。

- (1) 先遣隊に続き重点受援県に応援隊を派遣する必要がある場合
 - ア 先遣隊は、応援編成計画に定められている重点受援県に到着後、応援隊派遣の必要性について重点受援県と協力して検討を行い、必要性が認められた場合には、即時応援道県等は速やかに応援隊を派遣する。
 - イ 上記アの応援隊の派遣後に後発地震が発生した場合、後発地震による被害が大きく外部からの応援を必要とする都道府県に対しては、応援編成計画に定められていない即時応援道県等（北海道、石川県及び札幌市）及び応援可能団体からの応援隊の派遣により対応する。ただし、後発地震による被害状況が先発地震による被害よりも甚大だった場合等においては、必要に応じて派遣先の変更等を行うこともあり得る。
 - ウ 即時応援道県等は、応援編成計画に定められた重点受援県以外の被災都道府県に対しても応援隊を派遣する余地がある場合、速やかにその旨を確保調整本部に対して報告する。

¹² 一部割れの場合、上記第2の3(2)には該当しないものの、(1)に該当する場合が考えられる。

¹³ 緊援隊アクションプランと同様の対応方針である。

¹⁴ 重点受援県内で被害が生じなかった、ないし極めて小さいことが明らかである場合など。

(2) 先遣隊の派遣が不要の場合

ア 上記 2 ただし書きの先遣隊の派遣の必要がない場合であっても、後発地震に備え、応援隊の派遣準備を整えつつ、対象地震発生後 1 週間は、他の被災都道府県への応援は行わない。

イ 対象地震発生後 1 週間経過後、後発地震が発生しなかった場合は、応援可能団体となったものとみなす。

第 5 発災以降の情報共有、報告等の流れ

1 発災直後（1 日目）の流れ

(1) 総務省は、地震発生後、第 2 の 3 に示す適用基準に該当すると判断した場合は、関係省庁、関係団体、全都道府県及び全指定都市に対し、本アクションプランを適用する旨並びに確保調整本部を設置する旨連絡する。なお、本アクションプラン適用に係る連絡より先に緊援隊アクションプランが適用された場合は、本アクションプランも自動的に適用するものとし、確保調整本部は追って連絡等必要な対応を行う。

(2) 確保調整本部は、設置され次第速やかに、即時応援道県等に対して連絡し、応援編成計画に基づく応援職員派遣を開始しているか確認する。

(3) 確保調整本部及び被災地域ブロック幹事都道府県は、重点受援県に対して連絡要員の派遣¹⁵を開始する。被災地域ブロック幹事都道府県が自ら被災する等の事情で連絡要員を派遣できない場合は、速やかに同ブロック内の都道府県から代理を決定し、確保調整本部に対してその旨連絡する。

(4) 即時応援道県等は、確保調整本部及び応援編成計画に定められている重点受援県に対し、先遣隊の派遣を開始した旨、派遣人数、到着目安時間等を連絡するとともに、応援隊の編成を開始する。

(5) 確保調整本部は、即時応援道県等から上記(4)の連絡を受け次第速やかに、関係省庁、全都道府県及び指定都市に対し、当該情報を共有する。

(6) 重点受援県は、被災市区町村に対し連絡要員¹⁶の派遣を開始するとともに、被災市区町村の応援ニーズ等の情報収集を開始する。

2 発災後 2～3 日の流れ

(1) 重点受援県は、即時応援道県等の先遣隊の到着後速やかに、現地調整会議を設置するとともに、被災市区町村から収集した情報を直接又は現地調整会議を通じて確保調整本部に対して共有する。

(2) 応援職員派遣調整チームは、即時応援道県等の先遣隊と協力し、応援隊の派遣先市区町村の優先順位等の検討を開始する。

¹⁵ 総務省は、全重点受援県に対しそれぞれ 2 名程度、最低 1 名の連絡要員を派遣する。関係団体は、重点受援県の被害状況等に応じて可能な範囲で連絡要員を派遣する。

¹⁶ 連絡要員は、地域 GADM 等であることが望ましい。

- (3) 即時応援道県等は、編成した応援隊の派遣を開始するとともに、現地調整会議及び確保調整本部に対し、各班の人数、到着目安時間¹⁷等を連絡する。応援隊のうち応援班については、派遣開始時に派遣先市区町村が決定していれば直接当該市区町村に向かうものとし、派遣先市区町村が決定していなければ重点受援県の県庁等現地調整会議の設置場所に向かうものとする。
- (4) 重点受援県は、応援編成計画に定められている即時応援道県等の応援隊だけでは支援が不足すると判断した場合には、直接又は現地調整会議を通じて確保調整本部に対し、追加の応援職員派遣の要請を行う。
- (5) 確保調整本部は、上記(4)の要請を受けた場合には、全国の被災状況等を踏まえて派遣の可否を検討し、派遣する場合には、応援編成計画に定められていない即時応援道県等（北海道、石川県及び札幌市）又は応援可能団体の中から選定し応援職員派遣調整を行う。

3 発災後4日目以降の流れ

即時応援道県等の応援班、地域GADM等、県内応援職員等が被災市区町村に到着し、活動を開始。

4 適宜の連絡等

- (1) 重点受援県及び被害確認後応援都道府県等は、他の都道府県に対して応援職員派遣を行うことが可能となった場合には、速やかにその旨を確保調整本部に対して報告する。
- (2) 確保調整本部は、全国の被災状況等を考慮し、被災都道府県の間で応援体制に著しい偏りが生じていると判断した場合は、応援編成計画にかかわらず、応援隊を派遣している地方公共団体に対し、派遣先の変更等を依頼する。

5 情報連絡体制

(1) 先遣隊派遣時の情報連絡窓口の一元化

応援編成計画で複数の即時応援道県等が編成されている組合せにおいて、即時応援道県等から重点受援県への問合せが集中することを防ぐ観点から、原則として応援編成計画における基本となる組合せの即時応援道県等を連絡担当県とし¹⁸、情報連絡窓口を一元化する。

(2) 現地調整会議における情報連絡窓口の一元化

重点受援県からの連絡先を明確にし、かつ、即時応援道県等間での情報錯綜を防ぐ観点から、応援編成計画における基本となる組合せの即時応援道県等を統括担当県とし、情報連絡窓口を一元化する。

¹⁷ 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和5年5月23日中央防災会議幹事会）によれば、48h（2日目）までに主な被災地へのアクセスルートの概ねの啓開、72h（3日目）までに被害が甚大な被災地内ルートの概ねの啓開が行われる。

¹⁸ 後述する「南海トラフ地震現地調整会議準備会」において議論の上、基本となる組合せの即時応援道県等以外の即時応援道県等を連絡担当とすることも考えられる。

(3) 統括担当県の変更

統括担当県の変更が必要となった場合には、現地調整会議において協議の上新たな統括担当県を指定し、確保調整本部に報告する。

(4) 確保調整本部から即時応援道県等への情報共有

確保調整本部が把握した現地での活動に必要な各種情報、応援先の変更の連絡等については、確保調整本部から即時応援道県等の派遣元（活動本部）又は派遣先（現地調整会議）を通じて共有する。

(5) 統括担当県等から確保調整本部への現地情報等の報告

統括担当県、統括担当県以外の即時応援道県等及び応援可能団体は、それぞれ次に掲げる事項を現地調整会議に共有するとともに確保調整本部に報告する。

ア 統括担当県からの報告事項

(ア) 出発時及び到着時

- ・ 応援班の出発日時及び到着予定日時（派遣元から）
- ・ 応援班の編制、人数、GADM等の情報（派遣元から）

(イ) 派遣先到着後

- ・ 重点受援県及び被災市区町村の被災状況、応援ニーズ等（派遣先¹⁹から）
- ・ 他支援との連携状況²⁰（派遣先から）
- ・ 応援班の活動状況（派遣元から）

イ 統括担当県以外の即時応援道県等及び応援可能団体からの報告事項

(ア) 出発時及び到着時

- ・ 応援班の出発日時及び到着予定日時（派遣元から）
- ・ 応援班の編制、人数、GADM等の情報（派遣元から）

(イ) 被災地到着後

- ・ 応援班の活動状況（派遣元から）

第6 実効性確保のための取組

南海トラフ地震においては、膨大な応援ニーズが発生するため、応援職員による支援の実効性を確保するためには、平時からの取組が重要である。特に応援編成計画によりあらかじめ組合せが決まっている重点受援県及び即時応援道県等においては、定期的に打ち合わせや情報交換を行うことが実効性確保に大きく寄与するため、平時から以下に例示する取組を行うこととする²¹。

1 重点受援県と即時応援道県等との間における平時からの取組

あらかじめ定められた組合せの重点受援県と即時応援道県等との間において、以下のような取組を行う。

¹⁹ 現地調整会議内の統括班

²⁰ 例えば、関係省庁所管スキームによる支援、協定等に基づく独自支援等。

²¹ あくまで例示であり、必須事項ではなく、これで十分というわけでもないことに留意。

- ・ 「南海トラフ地震現地調整会議準備会²²」の開催による定期的な意見交換²³、研修、訓練、勉強会等の実施。
- ・ 支援対象業務の確認（避難所運営、罹災証明関係以外）、オンラインによる遠隔支援の検討、実証等。
- ・ 重点受援県及び即時応援道県等がそれぞれあらかじめ用意しておくべき装備、物資等の検討。
- ・ 被災地域ブロック幹事都道府県との役割分担
- ・ 重点受援県内の現地視察（県庁、管内市区町村の役場、指定避難所、公共施設、主要道路等）。
- ・ 重点受援県の県庁から管内市区町村への進出経路、交通手段等の検討。
- ・ 避難所マニュアルの確認、改善（特に高齢者、子ども、女性等への配慮、女性職員の派遣等）
- ・ 半割れ、一時割れなど後発地震に備える必要がある場合の受援・応援のあり方の検討。

2 重点受援県における平時からの取組

主に重点受援県において、以下のような取組を行う。

- ・ 管内市区町村との定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施。
- ・ 重点受援県及び管内市区町村における受援体制の構築（南海トラフ地震アクションプランを踏まえた受援計画の見直し、改善等）。
- ・ 応援職員、ボランティア、事業者等の活動拠点や宿泊拠点となり得る県内の公共施設、ホテル、民宿等の把握、リスト化及び即時応援道県等への共有。
- ・ 管内市区町村があらかじめ用意しておくべき装備等の検討。
- ・ 管内市区町村に派遣する情報連絡員（リエゾン）の事前のリスト化。
- ・ 地域GADM等²⁴の育成及び登録の促進。
- ・ 被害想定に基づく管内市区町村の応援ニーズの推計、即時応援道県等への共有等。
- ・ 県内応援の可能性の検討。
- ・ 管内市区町村が締結している個別の災害時相互応援協定等の把握及び発災時における応援元の市区町村の対応方針の確認²⁵（個別の災害時応援協定を優先するか、南海トラフ地震アクションプランに基づく確保調整本部からの派遣調整を優先するか等）。

²² 発災時に設置される現地調整会議の構成員による会議体。主催、企画運営等は重点受援県が行う。会議体の名称は任意であり、各都道府県において適切に定められたい。

²³ 意見交換に当たっては、指定都市等の権能を踏まえた対応について留意。

²⁴ 地域GADM等のうちGADM及び災害マネジメント支援員に準ずる役割を持つ者については、GADMの要件の一つである管理職等であることが望ましいが、各地域の実情を踏まえ、各団体が主体的に創意工夫を重ねながら取り組みを進めることが重要。

²⁵ 詳細は後述。

3 即時応援道県等における平時からの取組

主に即時応援道県等において、以下のような取組を行う。

- ・ 管内市区町村との定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施。
- ・ 応援体制の構築（南海トラフ地震アクションプランを踏まえた応援計画の見直し、改善等）。
- ・ 重点受援県に派遣する総括支援チーム及び情報連絡員の事前のリスト化（優先順位付け）。
- ・ GADM（管内市区町村の職員含む）の育成及び登録の促進。
- ・ 即時応援道県等から重点受援県への進出経路の確認。
- ・ 管内市区町村が締結している個別の災害時応援協定の把握及び発災時における管内市区町村の対応方針の確認（個別の災害時応援協定を優先するか、南海トラフ地震アクションプランに基づく確保調整本部からの派遣調整を優先するか等）。

4 被害確認後応援都府県等における平時からの取組

被害確認後応援都府県等については、応援編成計画であらかじめ組合せが決まっているわけではないものの、多くの地域ブロックにおいて災害時相互応援協定等が締結され、災害発生時における地域ブロック内での応援・受援の組合せが定められているケースも見られることから、平時から地域ブロック内で実効性確保のための取組を進めることが望ましい。

上記1、2及び3を参考に、地域の実情を踏まえ主体的に取組を進める。

5 応援体制及び受援体制に関する補足

(1) 応援体制の構築において検討すべきことの例

- ・ 応急期に派遣可能な職員数の検討（例えば、即時応援道県等の職員数の一定割合を目安とする等）。
- ・ 先遣隊（総括支援チーム）、応援班（総括支援チーム・対口支援チーム）、後方支援班、統括班等各班の編成構築。
- ・ 防災・危機管理担当部署以外の部署からの動員に関する合意形成、周知等。
- ・ 応援マニュアルの策定等。

(2) 受援体制の構築において検討すべきことの例（主に重点受援県内市区町村）

- ・ 庁内全体の受援担当の指定。
- ・ 災害対応業務の洗い出し、優先順位の検討及び受援対象業務の整理。
- ・ 各業務のマニュアル化、各業務の受援担当者の指定。
- ・ 民間（ボランティア、NPO法人、物流事業者等）との関係構築、業務委託等に関する協定締結等。
- ・ 応援職員派遣職員、ボランティア、事業者等の活動拠点や宿泊拠点となり得る公共施設、ホテル、民宿等の把握、リスト化。

6 個別の災害時相互応援協定等の把握、発災時の対応方針の確認

本アクションプランは、個別の災害時相互応援協定等に基づく応援が存在することを前提としているが、即時応援道県等の管内市区町村において、個別の災害時相互応援協定等に基づき応援編成計画とは異なる地方公共団体への応援が多数行われた場合、被災都道府県の間で応援体制に著しい偏りが生じるおそれが高くなる。

したがって、重点受援県及び即時応援道県等いずれにおいても、管内市区町村の個別の災害時相互応援協定等の締結状況及び南海トラフ地震発災時の対応方針についてあらかじめ把握し、現地調整会議準備会にも共有しておく必要がある。

その上で、即時応援道県等が、応援編成計画に定められている重点受援県に対して派遣できる職員数が著しく少なくなるおそれが判明した場合等には、事前に即時応援道県等と管内市区町村の間の調整²⁶を行うことが望ましい。

第7 進出経路

南海トラフ地震発生時には、広域的な道路被害や放置車両により大規模な交通障害が発生するおそれがあるため、交通規制に係る関係法令や交通規制計画等を踏まえ、使用可能性の高い交通経路や手段を把握し、平時から備えることが重要である。

1 平時の備え

(1) 応援経路等の整理

即時応援道県等及び被害確認後応援都府県等は、被害想定や交通規制に係る計画等²⁷を踏まえ、発災時に使用可能性のある交通検問所や進出経路、参集拠点等をあらかじめ整理する。

(2) 緊急通行車両に係る確認、標章の準備

発災時の円滑な応援に向け、応援職員派遣に使用できる可能性のある車両をあらかじめ整理し、可能な限り発災前に緊急通行車両であることの確認の申出を行い、標章及び証明書の交付を受ける。

2 発災時の進出経路の選定等

(1) 進出経路の選定

発災時、即時応援道県等及び応援可能団体は、上記1(1)での整理を基本に、道路の損壊状況や啓開状況、交通規制の実施状況等（以下、「道路被害状況等」という。）を踏まえ進出経路を選定し応援を実施する。

(2) 情報共有

選定した進出経路や道路被害状況等（進出途中で把握したものを含む。）については、適宜、派遣先が同じである応援団体、確保調整本部等に共有する。

²⁶ 本アクションプランの応援編成計画に基づく応援職員派遣を優先していただけないか、仮に個別の災害時相互応援協定等を優先するとしても、応援編成計画に基づく応援職員派遣にも協力していただけないか等の調整。

²⁷ 「南海トラフ地震発生時の交通規制計画」（令和4年8月警察庁）等。